

平成30年 3 月 6 日（火曜日）

第 5 号

平成30年第1回北海道議会定例会会議録

第5号

平成30年3月6日（火曜日）

議事日程 第5号

3月6日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第97号、第99号及び
第101号ないし第115号
(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員 (97人)

議長	101番	大谷	亨	君
副議長	70番	勝部	賢志	君
	2番	阿知良	寛美	君
	3番	浅野	貴博	君
	4番	安住	太伸	君
	5番	池端	英昭	君
	6番	川澄	宗之介	君
	7番	小岩	均	君
	8番	内田	尊之	君
	9番	大越	農子	君
	10番	太田	憲之	君
	11番	加藤	貴弘	君
	12番	久保秋	雄太	君
	13番	清水	拓也	君
	14番	千葉	英也	君
	15番	塚本	敏一	君
	16番	道見	泰憲	君
	17番	船橋	賢二	君
	18番	丸岩	浩二	君

19番	梅尾	要一	君
20番	菅原	和忠	君
21番	中川	浩利	君
22番	畠山	みのり	君
23番	藤川	雅司	君
24番	白川	祥二	君
25番	新沼	透	君
26番	赤根	広介	君
27番	田中	英樹	君
28番	中野渡	志穂	君
29番	佐野	弘美	君
30番	宮川	潤	君
31番	荒当	聖吾	君
32番	安藤	邦夫	君
33番	山崎	泉	君
34番	佐藤	伸弥	君
35番	沖田	清志	君
36番	笹田	浩	君
37番	松山	丈史	君
38番	市橋	修治	君
39番	稲村	久男	君
40番	梶谷	大志	君
41番	笠井	龍司	君
42番	中野	秀敏	君
43番	野原	薫	君
44番	花崎	勝	君
45番	三好	雅	君
46番	村木	中	君
47番	吉川	隆雅	君
48番	吉田	祐樹	君
49番	佐々木	俊雄	君

50番	田中芳憲君	87番	吉田正人君
51番	富原亮君	88番	岩本剛人君
52番	八田盛茂君	89番	遠藤連君
53番	松浦宗信君	91番	加藤礼一君
54番	東国幹君	92番	喜多龍一君
55番	内海英徳君	93番	竹内英順君
56番	大崎誠子君	94番	本間勲君
57番	小畑保則君	95番	伊藤条一君
58番	角谷隆司君	96番	川尻秀之君
59番	小松茂君	98番	神戸典臣君
60番	千葉英守君	99番	高橋文明君
61番	長尾信秀君	100番	和田敬友君
62番	中司哲雄君	欠席議員(2人)	
63番	藤沢澄雄君	1番	菊地葉子君
64番	村田憲俊君	90番	布川義治君
65番	北口雄幸君	欠員(2人)	
66番	小林郁子君	69番	
67番	橋本豊行君	97番	
68番	広田まゆみ君	<hr/>	
71番	中山智康君	出席説明員	
72番	大河昭彦君	知事	高橋はるみ君
73番	志賀谷隆君	副知事	山谷吉宏君
74番	吉井透君	同	辻泰弘君
75番	真下紀子君	同	窪田毅君
76番	森成之君	病院事業管理者	鈴木信寛君
77番	金岩武吉君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	中野祐介君
78番	池本柳次君	総務部危機管理監	橋本彰人君
79番	滝口信喜君	総合政策部長	佐藤嘉大君
80番	須田靖子君	総合政策部 交通企画監	黒田敏之君
81番	高橋亨君	環境生活部長	小玉俊宏君
82番	佐々木恵美子君	保健福祉部長	佐藤敏君
83番	三井あき子君	経済部長	阿部啓二君
84番	星野高志君	経済部観光振興監	木本晃君
85番	三津丈夫君		
86番	平出陽子君		

農政部長 小野塚 修一 君
農政部長 森田 良二 君
食の安全推進監
建設部長 渡邊 直樹 君
建設部建築企画監 須田 敏則 君
道立病院部長 田中 宏之 君
財政局長 森 隆司 君
財政課長 猪鼻 信雄 君
秘書課長 三橋 剛 君
教育委員会教育長 柴田 達夫 君

教育部長 佐藤 寛 君
兼教育職員監
学校教育監 村上 明寛 君
総務課長 岩渕 隆 君

議会事務局職員出席者

事務局長 赤石 剛司 君
議事課長 小山 志津生 君
議事課主幹 本間 治 君
議事課主査 中澤 正和 君
議事課主任 林 幸雄 君
同 小倉 拓也 君

午前 10 時 開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔小山議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

佐々木 俊雄 議員
田中 芳憲 議員
富原 亮 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第97号、第99号及び第101号ないし第115号

（質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第97号、第99号及び第101号ないし第115号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

久保秋雄太君。

○12番久保秋雄太君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

航空ネットワークについてであります。

近年、インバウンドの急増やLCCの参入、空港運営の一括民間委託など、道内の航空を取り巻く情勢は大きく動いてきております。

こうした航空情勢に的確に対応しながら、高齢化や人口減少が進む地方の暮らしを支える上

で、道内に所在する13の空港とそのネットワークが果たす役割は非常に大きいと考えます。

このような基本的な問題意識のもと、以下、順次伺ってまいります。

現在、来年度からスタートする北海道航空ネットワークビジョンの策定に向けて作業が進められております。案の概要を見ると、将来にわたる北海道の航空ネットワークの持続的な発展に向けて、目指す姿を示し、実現に向けた方策を明らかにすることとされております。

案に示された目指すべき姿では、「未来をリードする「Hokkaido型航空ネットワーク」の実現」をテーマに、世界各国や国内各地と北海道を空路で結び、人、物の行き交いを活性化して経済を牽引するとともに、安全で利便性の高い道内航空路線の展開により、道民の暮らしや医療を守り、インバウンドを含めた来道者を全道各地へ運ぶネットワーク形成を目指すとしております。

その実現に向けて、国際路線の確保、リーズナブルな運賃など利便性の高い道内路線、全国をカバーし交流人口を拡大させる国内路線の確保が掲げられており、非常にわかりやすく明確であると思いますが、特に道民に直接影響が大きい、道内路線における利便性の向上やリーズナブルな運賃については、現状において何が課題で、将来的にはどこまでを目指すのかが判然としません。

道内路線における利便性の向上について、具体的にどのような姿を目指すのか、御見解を伺います。

ビジョンでは、基本的な視点に、「生活と医療を支える路線の維持・確保」が掲げられております。広域な道内での移動には航空路線が必要不可欠であり、現在ある13の空港をいかに有効に活用していくかが今後も重要であると考えます。

離島路線の維持については、行政による航空事業者への運航支援や、離島住民等を対象とした運賃助成など、地元市町村も一体となった取り組みが進められておりますが、ビジョンに示された、代替交通機関に限られる地域の路線を充実させていくことも必要であると考えます。

空港運営の民間委託の議論では、道内の主要7空港を活用した地域活性化が検討されることとなりますが、私の地元のオホーツク紋別空港では、現在、東京直行便が1便就航しているだけであり、道内の航空ネットワークの形成に即座に参画できる状況にはありません。

現在、JR北海道の路線の存廃問題が大きな議論になっておりますが、遠軽から紋別、南宗谷地域は、既に鉄道も廃止され、高規格幹線道路の延伸にも時間を要するなど、まさに代替交通機関に限られる地域であり、何としても、地元の航空路線の維持、さらには一層の充実が必要であると考えます。

札幌圏と地方空港を結ぶ路線の充実が求められるわけですが、今後の人口減少、現在の航空需要等から、道内の新規路線の開拓は容易ではないと考えます。

道だけではなく、地元市町村とも連携し、利用者の運賃負担の軽減策等、負担のあり方も含め、道が主体となって地域での協議を進めるべきと考えますが、御見解を伺います。

今定例会の代表質問でも、空港運営の民間委託と航空ネットワークビジョンとの関係性について

て議論されたところではありますが、新千歳空港を核に、民間委託する7空港については、ただ単に運営権の争奪になるのではなく、観光の振興や地域の活性化にいかに関与できるかといった視点を有する企業に運営していただく必要があると考えます。

一括民間委託を行う空港と、民間委託を選択しない空港については、北海道航空振興基金を活用した事業展開や、複数空港による効果的なエアポートセールス、ノウハウの共有による運営の効率化など、空港間連携の取り組みを推進していく必要がありますが、民間が運営を担ったからといって、急展開が望めるとは言いがたいと考えます。

民間委託の検討、手続と並行して、7空港以外の空港に対する展望を早期に具体化していくこと——例えば、中標津空港であれば、北方領土隣接地域としての空路参画の拠点化、オホーツク紋別空港であれば、オホーツク地域観光周遊ルートの確立など、地域課題や、観光施策との関連づけ、地域住民の救急医療搬送、災害発生時の近隣空港の代替機能の明確化などを地域に提示して、既存の空港を将来にわたってしっかり維持していくべきと考えますが、御見解を伺います。

次に、介護保険事業支援計画についてであります。

道は、来年度からスタートする第7期の介護保険事業支援計画の案を取りまとめたことと承知しております。

これまでの介護保険制度の実績の推移等を見ると、高齢化の進行とともに、介護サービスの提供量は増加傾向が続いております。道内では、既に高齢者人口が減少に転じている地域もありますが、今後も、介護サービスの必要量は増加していくのであらうと考えます。

今回示された新たな計画でも、今後3年間で、ホームヘルプが1.3倍、訪問看護が1.7倍など、各種サービスで増加が見込まれておりますが、今回の計画では、サービス見込み量の増加に関して、これまでの計画と比較して、その増加傾向に変化が見られるのか、また、その特徴をどのように認識しているのか、お伺いをいたします。

昨年6月の、地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部改正により、介護療養型医療施設にかわる新たな施設として、長期療養のための医療と、日常生活上の世話や介護を一体的に提供する介護医療院が創設され、介護療養型医療施設は、長期療養の適正化を図る観点から、平成35年度末で廃止されることになりました。

本道では、要介護者のさらなる増加が見込まれ、慢性期の医療・介護ニーズに対応する介護医療院は、高齢者が地域で安心して暮らすための重要な施設として位置づけられるものと考えます。

第7期計画では、高齢者が安心して地域で暮らすことができる地域包括ケアシステムの推進を加速するとし、介護療養型医療施設については、ほかの介護保険施設などへの転換が進められることとされておりますが、医療法人等が運営する介護療養型医療施設を、計画的かつ円滑に介護医療院などに転換していくことが重要と考えます。道としてどのように対応していく考えなのか、お伺いをいたします。

道内においても、地域によって介護需要が変化してきております。中でも、介護保険の柱である介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームについては、入所者の要件が厳格化されたこともあり、私の地元の事業者からは、今後の事業展開に明るい展望を描けないとの声を聞くところでもあります。

しかし、地域にとっては、特別養護老人ホームのような施設サービスは必要不可欠であり、できる限り事業者負担を抑えながら、現状のサービスを維持していかなければならないと考えます。

第3回定例会において、我が会派の同僚議員が、今後の施設整備について道の見解を伺ったところ、補助金を活用した改築以外にも、施設の長寿命化など、多様な手法を検討し、事業者を支援していくとの答弁がなされたところでもあります。

来年度以降、老人福祉施設に関しては、どのような方針で整備を進めようとしているのか、改めて御見解を伺います。

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者はもちろん、その家族にとっても、なくてはならない制度として定着したと考えます。

その一方で、介護給付費用も増加の一途をたどっており、全国ベースでは、制度開始時の平成12年度と比較すると、3倍以上に増加しております。

道の介護給付の負担も600億円を上回り、ここ10年で1.5倍に拡大してきたと承知しております。

介護保険制度を持続可能なものとするためには、受給者の認定を初め、過不足のない適切なサービス提供、費用の効率化など、給付の適正化を一層推進していかなければなりません。道は、今後、給付の適正化に向けて、どのように取り組む考えなのか、御見解を伺います。

次に、地域交通についてであります。

J R北海道の事業範囲の見直しに関しては、私の地元であるオホーツク地域において、石北本線がJ R北海道単独では維持困難な線区と位置づけられており、悩みながらも、関係自治体において検討協議が進められております。

そのような中、札沼線の北海道医療大学―新十津川間の沿線地域においては、沿線4町による意見交換などにおいて、札沼線のあり方が議論されてきたと承知しておりますが、昨日の夕方、札沼線沿線まちづくり検討会議の議長である月形町長から、最適な公共交通体系の構築に向けて、J R北海道との協議に入ると発表がありました。

このことについて、以下質問をいたします。

J R北海道の事業範囲の見直しが発表されて以降、これまでの札沼線の協議の経過はどのようなものだったのか。また、道の鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議の集中審議の結果や、道の交通政策総合指針案について、道による説明を行ったと承知しておりますが、その際、4町からどのような意見が出たのか、お伺いをいたします。

昨日発表された、札沼線沿線4町のJ R北海道との協議入りについて、知事はどのように受け

とめておられるのか。また、今後、各地域における協議が続く中、札沼線沿線4町のように、地元の実情や線区の特性等を踏まえ、住民の皆様のために、地域の公共交通の確保、充実に向け、決意を持って臨んでいこうとする自治体の取り組みに対し、道としても積極的な支援が必要と思いますが、どのように対応していかれるのか、知事の御所見を伺います。

次に、自動車の自動走行に関する取り組みについてであります。

昨年度から、国土交通省では、中山間地域における道の駅等を拠点とした、自動運転サービスの実証実験を開始したと承知しております。

高齢化が進行する本道の中山間地域において、人の移動手段や、物流を確保するための手段として、自動走行は大変注目されるべき技術であり、広域な本道にあっては、地域のコミュニティを維持するためにも必要であると考えます。

今年度は、あらかじめ国が指定する地域指定型の5カ所と、公募型の8カ所の、計13カ所で実証実験が行われ、本道では、十勝管内の大樹町が公募型事業の実施地に選定されたところであります。

まだまだ社会実証事業の段階であると承知しておりますが、より道民に理解を深めてもらい、市町村にも、道と一体となって、関連企業の誘致活動にも積極的に取り組んでいただく必要があると考えます。

自動走行車両に関する取り組みについて、道は、平成28年度から、ワンストップ窓口を創設し、公道実証実験に活用する道路情報の集約化などを進めるとともに、公道実証実験に活用する道路構造等の情報提供や、モデルコースの選定などの取り組みを進めていると承知しておりますが、これまでの取り組みではどのような成果があったと考えているのか、御見解を伺います。

平成30年度予算では、新たに、自動走行の適地調査を実施することとされております。

自動走行の開発を進めたい企業等からの要望を踏まえ、空き地やスキー場など、これまで自動走行の試験場として活用してこなかった場所を発掘するとのことですが、過疎地域にあっては、未利用の土地の活用との観点や企業誘致ということを考えれば、多くの市町村からの提案が得られるよう、早期に適地の要件を明らかにすることが必要であると考えます。

適地調査に関し、想定する試験や試験場に求められる要件をどのように整理し、実際の調査は、具体的に、いつ、どのような方法で進めようと考えているのか、お伺いをいたします。

道は、自動走行を地域に浸透させる環境づくりを進めるため、官民が連携したサービスの質の向上や、人材不足を補う自動走行の活用方策を検討することとし、自動車を活用してビジネスを展開している企業からのアイデアの提案募集を行い、自動走行の研究開発をしている企業に提案し、実現が可能な提案について具体化する取り組みを進めることとし、北海道自動走行ビジネス化調査研究プラットフォームを組織し、昨年10月から提案募集を開始したと承知しております。

自動走行については、技術的に実証段階にあり、その導入コストも今のところ明らかではないなど、ビジネス化に向けた検討は容易ではないと言われておりますが、道は、どのような事例を想定されているのか、また、ビジネス化に向けて、現在、どのように取り組んでいるのか、お伺

いをいたします。

自動走行は、運輸部門における環境負担の軽減や渋滞の緩和、交通事故の減少など、社会的課題の解決手段となり得る重要な先端技術であるとともに、高齢化時代の新たな移動手段として期待が高まっております。

現在、研究開発と実証実験により、社会的理解を促進し、官民を挙げて実用化に向けた取り組みが進められる中で、本道には、全国最多のテストコースを有する優位性があり、実用化試験の積極的な展開も求められるわけですが、公道試験などについては、関係する法律等の整理も必要であるなど、課題も多いと考えます。

早期の実用化に向けて、道は、今後、どのように取り組みを進めるお考えなのか、御見解を伺います。

最後に、北海道強靱化計画の推進についてであります。

本道では、平成28年に発生した全道各地での記録的な豪雨により、河川や道路等の社会資本、農林水産業の生産基盤に甚大な被害が生じました。

大規模自然災害に対し、さまざまなリスクを見据え、どんなことが起ころうとも、最悪の事態に陥ることがないように、強靱な地域づくりを平時から継続的に展開する国土強靱化に向けた取り組みの重要性を改めて認識いたしました。

道では、平成27年に北海道強靱化計画を策定し、さまざまな取り組みを推進しているものと承知しておりますが、計画を着実に推進するため、予算編成過程を踏まえ、向こう1年間に取り組む具体の施策を示す北海道強靱化アクションプラン2018の案が示されたところであります。

このアクションプランに基づき、新年度は、北海道の強靱化に向けて、どのように進められるのか、お伺いをいたします。

本道の防災・減災対策を初めとする強靱化施策を推進するためには、国や道ばかりでなく、市町村を初め、関係機関と連携した取り組みが必要と考えます。

国土強靱化基本法においても、市町村が、主体的に、地域の自然災害リスクに応じた防災・減災対策を計画的に進めていく必要があり、このため、市町村においても地域計画を策定することが重要であるとされております。

市町村での地域計画の策定に向けて、道として、各種の支援策を講じ、円滑に策定が進むよう努めるべきと考えます。

市町村の地域計画の策定促進に当たって、道はどのように取り組むのか、お伺いします。

以上申し上げ、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）久保秋議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、道内航空路線の利便性の向上についてであります。人口減少の進行や労働力不足が顕在化する本道において、地域での安全、安心な暮らしを維持し、経済発展を支える航空ネットワークの充実喫緊の課題でありますことから、道といたしましては、新たなビジョンにおい

て、広大な道内の各地域を結ぶ航空路線の充実を図り、本道の経済を牽引しながら、道民生活を支えるHokkaido型航空ネットワークの形成を目指すことといたしております。

道といたしましては、このビジョンに基づき、多様な交通モードによるシームレスな交通ネットワーク社会を目指してまいりる考えであり、地域での豊かな道民生活を維持していくことができるよう、交通モード間の連携による利便性の高い運航ダイヤの設定に向けた検討や、本州などからの大量の旅客輸送を可能とする新幹線との接続に向けた調査を行うなどしながら、道内路線の充実に積極的に取り組んでまいります。

次に、介護保険事業支援計画に関し、まず、介護医療院などへの転換についてであります。昨年6月の介護保険法の改正により、現在の介護療養型医療施設については、平成35年度末までに、その他の介護保険施設等へ転換することとされ、その受け皿となる施設の一つに、長期療養のための医療と日常生活の世話を一体的に提供する介護医療院が、新たな制度として創設されたところであります。

道といたしましては、この転換を円滑に進めていくため、定期的に医療機関の意向を把握するとともに、新年度からスタートする第7期介護保険事業支援計画に基づき、地域医療介護総合確保基金を活用して、介護医療院等のサービス基盤の整備を着実に推進することが大変重要であると考えているところであり、介護を必要とする高齢者の方々が地域で安心して暮らすことができるよう、しっかり取り組んでまいります。

次に、特別養護老人ホームなどの整備についてであります。道では、これまで、施設整備方針を定めて、介護保険事業支援計画との整合性や、整備計画を採択する際の優先順位の考え方などを示しながら、計画的に施設整備を進めてきたところであります。

道内では、今後、改築を要する施設数の増加が予想される中、高齢者施設の整備に当たっては、入所申込者が多い圏域での特別養護老人ホームの着実な整備を進めるとともに、高齢者人口や、医療、介護の社会資源の状況等を踏まえながら、地域医療介護総合確保基金を活用して、地域密着型施設の整備を促進するほか、特別養護老人ホーム等の大規模修繕に要する経費を新たに補助の対象として追加するなど、既存施設の有効活用を含め、多様な手法により、サービス提供体制の確保に取り組んでまいりる考えであります。

次に、地域交通に関し、まず、札沼線沿線4町の発表についてであります。札沼線は、道立月形高校への通学などを支える路線として重要な役割を果たしている一方、日常的な鉄道の利用者が非常に少なく、沿線町長の皆様におかれては、他の交通機関での代替も視野に、地域にとって最適な公共交通ネットワークのあり方について、これまで精力的に議論を重ねてこられた結果と受けとめているところであります。

道といたしましては、今後、JR北海道に対し、沿線4町の意向を十分踏まえ、地域住民の皆様が暮らしや産業を支える公共交通機関として、誠意を持って責任ある対応を行うことを強く求めるとともに、引き続き、沿線地域のおおのの实情や特性を踏まえた検討協議をさらに加速させていくなど、地域の皆様と一体となって、公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、積

極的に取り組んでまいります。

次に、自動車の自動走行に関する今後の取り組みについてであります。自動走行は、広大な面積と厳しい自然環境、広域分散といった特性を有する本道において、人口減少、高齢化、交通事故などの諸課題の解決や、新たな交通・物流手段の提供に資するほか、研究開発の道内での展開は、自動車関連産業の集積の加速など、本道経済への波及効果が期待されるものと認識をいたします。

自動走行の実用化に向けては、企業によるさまざまな実証試験の積み重ねに加え、積雪寒冷地への対応といった、通年運行を可能にするための技術の確立が不可欠と考えられることから、今後とも、ワンストップ窓口による企業への支援のほか、寒冷地技術の研究開発に対応が可能な試験場の設置などについて国に提案するとともに、本道における自動走行の取り組みが一層進展するよう、新たに、試験適地情報の提供や自動車関連の展示会への出展を行うなど、実証試験の誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、北海道の強靱化に向けた取り組みについてであります。道では、大規模自然災害から、道民の皆様方の生命、財産と社会経済システムを守ることを目標として、平成27年3月に強靱化計画を策定し、毎年度のアクションプランに基づき、本道の強靱化に向けた、ハード、ソフトが一体となった取り組みを推進しているところであります。

新年度のアクションプランにおいては、自然災害に対する脆弱性の克服に向けた防災・減災対策や、バックアップ機能の発揮などを柱とし、大雨災害に備え、水位計の設置、河道掘削、堤防整備などの治水対策を重点的に推進するとともに、必要な制度の創設や財源の確保について、引き続き、国に対して提案要望するなど、予算の確保に努め、本道の強靱化に向けて一層取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）最初に、航空ネットワークに関し、まず、道内路線の活性化についてでございますが、道が今年度中に策定をいたします航空ネットワークビジョンにおきましては、本道における航空ネットワークの活性化に向けた取り組みを進めることとしており、新年度予算案において、道内路線の新規就航に向けた可能性調査や、利用促進に向けて地域と連携して取り組むための経費などを盛り込んだところでございます。

道といたしましては、この調査結果を踏まえ、地域と一体となった空港の利用促進や、紋別空港も参加をいたしますひがし北海道5空港利用促進協議会における圏域での空港間連携など、離島を初め、代替交通機関が限られる地域に所在する空港の活性化、さらには、札幌圏と道内の地方空港を結ぶ路線の充実などに取り組んでまいります。

次に、空港の将来展望についてでございますが、航空ネットワークビジョンにおきましては、道内13空港が連携して、本道の経済を牽引し、道民の皆様の暮らしを支える航空ネットワークの

形成を目指すこととしており、空港ビル会社、2次交通事業者など関係者が一体となって航空需要の創出に取り組む地域協働モデルの形成や、地方空港における最適な管理手法を検討するなど、民間委託を選択しなかった6空港の活性化を図るとともに、13空港全体の戦略的な空港間連携に取り組む考えでございます。

道といたしましては、今後選定される7空港の運営事業者の計画を踏まえ、航空振興基金を活用しながら、ビジョンに基づいた幅広い事業を推進するとともに、地元自治体や航空会社など関係者と連携し、各空港の特性を生かして、地域に根差した取り組みを進め、道内13空港の機能強化を図ってまいります。

最後に、地域交通に関し、札沼線に係る検討協議についてでございますが、札沼線については、鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議の有識者からの助言もいただきながら、道も参画し、最適な公共交通ネットワークのあり方について、沿線4町による意見交換を重ねてきた中、ことし1月に、新たに札沼線沿線まちづくり検討会議が設置されたところであり、道からは、交通政策総合指針案の説明を行うとともに、JR北海道から、新しい交通体系について提案が示されるなど、地域交通の確保に向けて、活発な議論が進められてきたところでございます。

指針案に盛り込まれました鉄道網のあり方について、沿線自治体からは、これまで地域で行ってきた議論と考え方がおおむね一致をしている、また、地域住民の交通を守っていくという課題は、みずからが主体的に判断し、検討を進めていかなければならないといった意見があったところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）介護保険事業支援計画に関し、まず、次期計画におけるサービス見込み量についてでございますが、居宅サービスや施設サービスの見込み量は、各市町村において、これまでの介護保険事業の運営状況に係る分析、評価に加え、在宅介護実態調査の結果や、地域ケア会議での検討などを経て算出いたしました今後3年間のサービス見込み量を積み上げたものでございます。

サービス見込み量の推移に関しましては、介護療養施設サービスを除く全てのサービスで増加しておりますが、その伸び率は、前計画と比較して鈍化する傾向にございます。

また、今後、高齢者人口が増加する札幌圏域において、各種サービスの見込み量がふえる一方、その他の圏域においては、訪問介護等の居宅サービスで見込み量が減少する圏域がふえるなど、地域ごとに状況が異なってきていることが特徴と考えております。

次に、介護給付の適正化についてでございますが、今後、高齢化の進行などにより、介護給付費の増大が見込まれる中、介護保険制度の持続可能性を維持していくためには、要介護認定の適正化や費用の効率化を図りながら、適切なサービスが提供されるよう取り組んでいくことが必要でございます。

このため、道といたしましては、次期介護保険事業支援計画において、ケアプランの点検や介護給付費の通知など、市町村が取り組むべき事業を具体的に例示するとともに、適正化に関する研修会の開催、アドバイザーの派遣など、道が取り組む事業と、その目標値などを定めることとしておりまして、今後は、事業の達成状況を評価分析し、必要な見直しを行いながら、介護給付の適正化に向けて、市町村を支援してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）地域交通に関し、初めに、自動車の自動走行に関する取り組みと成果についてであります。道では、これまで、ワンストップ窓口を設置し、企業等が実施する公道試験に係る関係機関との調整や、研究開発の支援に取り組んできており、本年2月末現在で66件の相談が寄せられ、このうち、公道実証試験につながったものが12件となったほか、研究開発のためのマッチングや、試験場所に関する情報提供などを行っているところでございます。

また、市町村とも連携し、道内各地の実施希望を取りまとめ、自動走行関連企業に紹介するなど、実証試験の誘致に取り組んでおり、石狩市や苫東地域で自動走行車両による実証試験が行われたほか、積雪寒冷地に対応した自動運転システムの研究開発が始まるなど、道内における自動走行の実現に向けた具体的な動きが徐々に拡大してきているものと考えております。

次に、試験適地調査についてであります。一般に、自動走行を行う車両には、周囲の地形を認識し、自己の位置を特定するためのカメラやセンサー、レーダーなどのほか、多様な電子機器が搭載されており、それぞれの機器ごとに、必要とされる試験内容も異なることから、実証を行う試験場所等についても、試験内容に応じたさまざまな条件が求められております。

このため、試験場所等に必要となる条件の設定に当たりましては、実証を行う企業のニーズをヒアリングし、求められる項目を整理することが不可欠でありますことから、新年度、可能な限り早期に企業ヒアリング等を開始することとし、そこで取りまとめられた条件を道内の市町村等に提供しながら、全道各地から幅広く適地に関する情報を収集し、広く企業に提供していく考えでございます。

最後に、自動走行のビジネス化の取り組みなどについてであります。自動走行を活用できる可能性がある事例としては、一般に、テーマパークやホテル、工場、駐車場といった広大な施設における移動手段としての導入のほか、人口減少が進む中、地域における交通手段としての運行などが挙げられているところでございます。

一方、これらを現実に事業化するに当たりましては、技術開発メーカーによる、技術やコスト面からの実現可能性の検討が前提となりますことから、道では、観光関連企業など需要側から寄せられた活用のアイデアについて自動走行関連企業に相談するなどし、技術開発メーカーと需要側企業の間での調整を行っているところでございます。

道といたしましては、今後とも、運輸や交通、観光の関連団体等を構成員とする北海道自動走行ビジネス化調査研究プラットフォームを活用しながら、関係者による連携強化に取り組み、ビジ

ネス化に向けた検討が進むよう努めてまいり考えてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）北海道強靱化計画に関しまして、地域計画の策定に向けた取り組みについてであります。防災・減災対策を初めとする強靱化対策の推進に当たりましては、国、道、市町村、民間が、それぞれの役割を担い、連携して取り組む必要があります。特に市町村との連携は重要と考えております。

道では、これまで、国と連携して地域説明会を開催するなど、さまざまな機会を活用して、市町村へ計画策定を働きかけてきておりまして、今年度、多数の市町村において策定に向けた検討が始められ、その動きは着実に広がりつつあります。

道といたしましては、引き続き、市町村に対し、計画の策定を促す働きかけを行うとともに、強靱化計画の実効性を高めるための財政支援の創設について、国に対して提案要望するなど、市町村計画の策定に向けて、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 久保秋雄太君の質問は終了いたしました。

白川祥二君。

○24番白川祥二君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、以下、順次、知事並びに教育長に質問してまいります。

初めに、TPP11など、当面する農業問題について伺ってまいります。

まず、TPP11、日EU・EPAへの認識についてであります。

環太平洋連携協定、いわゆるTPP11は、紆余曲折を経て、米国を除く11カ国が3月8日にチリで署名を行うことで決着し、また、日本と欧州連合との経済連携協定、いわゆる日EU・EPAは、既に大枠合意をし、2019年に発効する運びとなっております。

今後は、関係国が、それぞれの利害を乗り越えて、貿易の自由化を進めることになり、我が国としては、比較優位の分野を中心に、輸出の拡大が期待されるとしておりますが、新しい貿易体制のもとで、拡大する産業や、縮小を余儀なくされる産業が出ることも考えられ、産業構造が次第に変わる可能性があります。

本道においては、農業などの第1次産業への影響が最も懸念され、TPP11や日EU・EPAに参加している手ごわい農業大国と競争しなければなりません。

例えば、本道の農家1戸当たりの耕地面積は、オーストラリアの110分の1しかなく、また、ヨーロッパの高品質でブランド力のある乳製品など、競争条件に圧倒的な差があったりするなど、現状のまま手をこまねいていれば、北海道農業と関連産業が壊滅的な打撃を受けることは必至であり、農業と地域の存続さえ危惧されると言っても過言ではありません。

このような状況を危機感を持って受けとめ、しっかり対応することが重要と考えます。

知事は、農業対策などを講じながら、自由貿易を進めるお考えと承知しておりますが、TPP

11、日EU・EPAについて、どのように認識しておられるのか、伺います。

次に、TPP11などの影響についてであります。

道は、本道の農林水産物に与える影響を試算しており、TPP11では最大で495億円、日EU・EPAでは最大で329億円の生産額の減少が見込まれています。いずれも、バターやチーズなど乳製品の生産額が最も減少し、影響が大きくなっております。

TPPなどの影響の試算については、複数のケースを想定したシミュレーションにより、その違いを分析したり、他産業との連関を分析するなど、踏み込んだ試算や分析をすることが必要と私は考えます。

今回の道の試算は、関税の削減や撤廃で輸入品の価格が下がり、それに伴って国産品の価格も下がるという想定であります。生産量は変わらないという前提のもとで、価格低下見込み分をそのまま掛け算して減少額を算出したものであります。

これは、国の考え方に沿って試算したものであり、国は、国内対策を行えば、生産体制や所得が確保され、国内生産量の実績がそのまま維持されるとしておりますが、生産量が変わらないとする想定を実現するための政府の対策は全く見えておりません。

道として、農業生産量を確保する取り組みをどのように進めるのか、伺います。

次に、国の経済効果分析と労働供給についてであります。

内閣官房のTPP等政府対策本部は、日EU・EPA等の経済効果分析を取りまとめ、GDP増加などの試算を示しております。

それによりますと、日EU・EPAで、実質GDPは約1%押し上げられ、労働供給は、約0.45%、約29万人増加すると見込まれております。

また、TPP11では、実質GDPは約1.5%押し上げられ、労働供給は、約0.7%、約46万人増加すると見込まれています。

この経済効果分析は、貿易や投資の拡大により、我が国の生産性が高まり、それにより、賃金が上がり、実質所得がふえて、労働供給がふえるという関係を想定した分析となっております。

産業部門別の詳細はわかりませんが、確かに、生産が拡大する部門では労働供給が増加することもあると思いますが、農業部門については、先述のとおり、そもそも、国の想定では生産量は変わらないとされていることから、労働供給が増加する余地は余りないと考えます。

また、本道は、輸出入や移出入の構造が全国と異なり、1次産業の割合が高いため、本道に限定したデータで試算をすれば、別の結果になると思われれます。

今回の国の試算についてどう受けとめるかはさておき、農業における担い手の維持や雇用労働力の確保は、現状においても、今後においても、大きな課題であります。

この点について、現在、道はどのように取り組んでいるのか。また、本道の農業、農村の人口が減少する中で、農業の労働力の確保に向けて、より一層の取り組みが必要と考えますが、見解を伺います。

次に、TPP等と食料自給体制についてであります。

農は国の基と言われ、エネルギー資源とともに、食料は、国際的に戦略物資とされております。

T P P 11などで、農畜産物などの大量生産国が輸出攻勢を強め、輸入が膨らんだ場合、農産物の国内消費については、胃袋は一つのため、消費量が限られており、したがって、国内の農産物の輸出を拡大するか、あるいは国内生産を縮小せざるを得なくなるか、いずれにしても、食料自給率に影響が及ぶところと考えます。

我が国は、これまでに、世界の異常気象、自然災害の発生で、輸入に依存している食料や関連物資の調達が制約されるなど、価格の高騰を招いた事例は経験済みであります。

国際的に、食料は、輸入国よりも輸出国が圧倒的に優位な立場にあります。

我が国では、かつて70%を超えていた食料自給率が40%を切り、平成28年には38%にまで下がっております。T P P 交渉が始まった平成25年には、自給率が20%台に落ち込むのではないかとという予想もありました。

T P P 等の問題は、同時に、食料の自賄いをどうするのかということであり、そのために、我が国の食料基地として、本道の生産をどう維持するかが重要と考えますが、見解を伺います。

次に、T P P 11などと、農業・農村振興についてであります。

道は、農業、農村の役割、期待を踏まえつつ、国内外の情勢の変化や課題に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展していけるよう、農業、農村の振興に関する施策を総合的、計画的に推進するため、北海道農業・農村振興推進計画を策定しております。これは、政府が進める、まちづくり、人づくり、仕事づくりの北海道における農村版であると受けとめております。

しかし、農業と農村を振興し、地域を維持発展させるためには、農業生産の確保と労働力の確保が必要であります。

今回発表された国の経済効果分析は、政府の適切な政策により農業生産が確保されるものとしております。

北海道において、そのまま当てはめて考えてよいものか、わかりませんが、いずれにしても、農業生産は他産業と密接にかかわるものであり、また、農業の労働力を地域で確保することが課題となっている中、T P P 等での国内対策については、農村の維持、すなわち、地方への人の流入政策を積極的に行う、いわゆる地方創生について、総力を挙げて取り組む必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、農業政策の推進についてであります。

我が国の農業政策は、さまざまな問題を抱え、揺れ動いてきましたが、T P P 11などの問題は、農業の持続的な発展と社会経済的な発展にかかわる問題として受けとめ、しっかり議論していく必要があると考えます。

現在、T P P 対策として、基盤整備を初め、体質強化が図られておりますが、例えば、コスト対策を推進する施策、事業は、大規模化や法人化が対象となっております。

しかしながら、道内の農家の約95%は家族経営であり、その大半は中小規模農業者であること

から、国の事業対象とはなりにくく、コスト削減面でいえば、道内の中小規模農業者は取り残されてしまうような状況となっております。

本道における農業政策の方向をしっかりと定め、このような施策の見直しを含め、国の農業政策にきちんと位置づけるよう訴えていく必要があります。

また、輸入食品の食品添加物や農薬の問題、遺伝子組み換え食品の問題、さらに、外国企業の経済活動と国内規制にかかわる問題など、食品の安全への対応については、ますます重要になってくるものと考えます。

これから農業の環境が大きく変わろうとする中で、私も生産農家として、大きな不安を抱くとともに、農業の持続的、安定的な発展を強く願うところであります。

いずれにしても、これからの農業政策は、新たな課題を乗り越え、長期的な展望に立って、農業、農村の持続的かつ安定的な発展に向けて、しっかり進める必要があると考えますが、知事の見解と決意を伺います。

次に、新しい教育計画について、教育長に伺ってまいります。

まず、計画の特色についてであります。

平成30年度から新しい教育計画が始まります。これからの時代にふさわしい北海道づくりと、それを担う人材を育むために、教育計画が大きな役割を果たすことを期待するところであります。

新しい教育計画は、これまでの計画で取り組んできた成果と課題を踏まえて策定され、5年間で実施する教育施策などがまとめられております。

北海道らしい独自性のある教育、あるいは特色のある教育を進められると思いますが、どのように盛り込まれているのか、伺います。

次に、計画の理念についてであります。

今回の教育計画は、平成8年に制定された基本条例に基づき、平成10年と平成20年の計画に続いて策定されることとなります。

新しい教育計画は、経済社会の現状や、2030年以降の高齢化などの課題への対応を見据えながら、自立と共生の二つの基本理念を掲げ、この理念のもとで、目標と施策項目が体系的にまとめられております。

この理念は、現行計画の理念を引き継いでおりますが、今後の教育が目指すべき姿として受けとめてよいか、伺います。

次に、計画に対する教育関係者の理解についてであります。

計画は策定して終わるのではなく、そこから新しい施策が始まることは申し上げるまでもありません。計画に盛り込まれたさまざまな構想や施策について、これから具体的な事業が進められるものと期待するところであります。

これまでの事業を引き継いで実施するものや、新たに推進に向けて実施する施策も多々ある中で、市町村教育委員会や、教育の現場にいる学校関係者などの教育関係者が事業の推進に主体的

にかかわることになります。

そのため、計画の推進に当たっては、教育関係者の理解と連携協力が必要不可欠であると考えますが、新しい教育計画の理念や施策などについて、どのように教育関係者の理解を深めていくのか、伺います。

次に、計画の検証、評価についてであります。

過去に策定された計画は、策定後に変化した経済社会情勢に鑑み、修正や補完を弾力的に行い、計画と現実が大きくずれることがないように対応されてきたものと承知しております。

その後、PDCAサイクルを用いて、計画に基づき施策を実施し、その実施状況を検証、評価して、その結果によって、施策、予算、事業の再検討や見直しを行ってきたものと承知しております。

いずれにしても、毎年の施策の検証、評価の情報については、担当部局だけでなく、教育の現場も含め、関係者間で共有されることが重要と考えますが、見解を伺います。

次に、計画と予算についてであります。

教育計画の期間中に実施する施策、事業について、その事業費総額の規模や財源がいかほどなのか、明確ではありません。

ちなみに、国の教育振興基本計画では、概算要求の状況と予算の概要がわかりやすくまとめられております。

いずれにしても、現在の予算編成の仕組みでは、継続事業の予算は認められても、新規事業を始めたり、既存事業を拡大しようとするときには、他の事業を縮小したり廃止するなど、限られた予算の範囲内で対応しなければならず、重点的に取り組む施策、事業については、しっかりと予算を確保し、計画の実効性を高めていくことが重要と考えますが、見解を伺います。

次に、計画に対する道民の理解についてであります。

国や道、市町村では、それぞれの施策を進めるために、数え切れないほど多くの計画が策定されております。その中でも、教育計画は、教育関係者だけでなく、家庭や地域の人々にとっても重要な計画であり、世代を問わず、広く理解されることが必要と考えます。

これからの教育のあり方、目指す姿、教育計画の考え方や、さまざまな施策がどのように展開され、いかなる成果が期待されるのかなどについて、さまざまな機会を利用し、工夫を凝らしてPRを行う中で、適切な情報を提供し、できるだけわかりやすく伝え、道民の理解を深めていくことが重要と考えますが、見解を伺います。

次に、新しい教育計画の推進についてであります。

ことは、本道が北海道と命名されてから150年になりますが、同時に、これから先、輝く未来へ向けて、新たなスタートを切るという意義のある年でもあります。

現在、国が策定中の教育振興基本計画は、人生100年を見据えておりますが、新しい教育計画は、本道の50年先、100年先の人づくりに向かって、第一歩を踏み出すところでもあります。

人づくりは国づくりであり、次の若い世代、さらにその先の世代をしっかりとつなぐ教育の大き

な力を私のかたく信じております。

このようなことを念頭に、計画の基本的な考え方を中心に伺いましたが、道民の理解を得ながら、関係施策をしっかりと進め、計画の達成に取り組むことが何よりも重要と考えます。教育長の見解と決意を伺います。

以上で、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）白川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、国際貿易交渉についてであります。TPP11や日EU・EPAに伴い、本道の重要品目である乳製品、牛肉などにおいて生産額の減少が見込まれるなどの影響が懸念される所でございます。

私といたしましては、新たな国際環境下においても、本道の1次産業を初め、地域産業が持続的に発展できるよう、万全の対策を講じていくことが不可欠と認識するものであり、国の対策を最大限に活用しながら、生産コストの低減を初め、良質な牧草づくりによる酪農の生産基盤の強化や、工房チーズの品質向上などの体質強化を図るとともに、牛肉等の国内外への販路拡大などに取り組み、競争力のある農林水産業づくりを全力で進めてまいる考えであります。

次に、TPP11等と、農業、農村の振興についてであります。本道において、農家戸数の減少や高齢化が進行する中、新たな国際環境のもとにおいても本道農業が持続的に発展していくためには、競争力の強化による力強い農業の確立はもとより、地域の特色ある資源を最大限に活用し、農業、農村の魅力を高め、より多くの人材を呼び込むことができる地域社会をつくるのが重要であります。

このため、道といたしましては、TPPなど関連施策を有効に活用し、体質強化対策などによる本道農業の競争力の強化を図るほか、第5期農業・農村振興推進計画に基づき、多様な担い手の育成確保や農村ツーリズムの推進など、農村の活性化に向けた取り組みについて、地方創生の観点からも、交流人口の拡大や、移住、定住の促進に向けた施策などとの連携を密にしながら、総合的に推進してまいる考えであります。

最後に、農業政策についてであります。本道の農業、農村が、国民への食料の安定供給とともに、地域の基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、多様な担い手が、将来に希望を持って、地域の特色を生かした農業を展開していくことが重要であります。

道では、人口減少、高齢化の進行や国際化の進展などを踏まえ、農業、農村の振興に関する施策の展開方向などを示した第5期農業・農村振興推進計画を策定しており、この計画に基づき、生産者の皆さんが安心して営農に取り組めるよう、多様な担い手の育成確保はもとより、安全、安心な食料の供給体制の整備や、高付加価値農業の推進、農地等の基盤整備、戦略的な技術の開発と導入、さらには、活力に満ちた農村づくりなど、各般の施策に、本道の貴重な財産である農業、農村の持続的な発展を図るという強い決意を持って取り組んでまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）最初に、T P P 11等の影響についてでございますが、道では、T P P 11及び日 E U ・ E P Aについて、関税削減等の影響で、価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの引き下げ、品質向上などを通じ、生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込んでいます。

協定の発効により、関税率などは段階的に引き下げられ、長期にわたって対応が必要となりますことから、関係団体とも連携し、生産者や地域の方々の声などを踏まえ、本道への影響について継続的に把握するとともに、新たな国際環境下においても本道農業の再生産が可能となるよう、T P P 等関連施策を有効に活用し、酪農、畜産や畑作などの生産供給体制の整備はもとより、生産性の向上に向けた農地等の基盤整備や工房チーズの品質向上、国内外への販路拡大など、本道農業の競争力強化に向けた施策の展開に取り組んでまいります。

次に、農業の担い手や労働力の確保についてでございますが、農家戸数の減少、高齢化が進行する中、本道農業が持続的に発展していく上で、担い手や労働力の確保は極めて重要な課題であると認識しております。

このため、道では、実践的な研修、教育等による後継者の育成や新規参入の促進、農業経営の法人化などを通じて、多様な担い手の育成確保に努めているほか、優良事例の収集、発信など、農業の雇用労働力の確保に向けた取り組みを進めてきているところでございます。

さらに、若者の就農意欲の喚起や就業体験機会の提供、農業者への就労環境改善の働きかけの推進など、農業を職業として選択してもらうための取り組みを強化しており、今後とも、関係機関・団体と一体となって、農業の担い手や労働力の確保に努めてまいります。

最後に、食料の自給体制についてでございますが、将来的に世界の食料需給の逼迫が懸念される中、本道農業が、安全、安心で、良質な農畜産物の安定供給を通じ、食料自給率の向上に貢献していくことは極めて重要と考えております。

このため、道といたしましては、新たな国際環境下においても本道農業が持続的に発展し、その再生産が可能となるよう、農業生産を支える意欲ある担い手の育成確保を図りながら、農地などの生産基盤の整備や、I C Tを活用した新たな農業技術の開発普及といった取り組みを基本に、農畜産物の生産性の向上、競争力の強化に努めますとともに、道産農畜産物の安全、安心の確保やブランド力の強化など、国内における消費の拡大につながる施策を積極的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）白川議員の御質問にお答えをいたします。

新しい教育計画に関し、まず、計画の独自性や特色などについてでございますが、新しい教育計画においては、急激な社会の変化や、全国を上回る速度で進行する人口減少など、本道教育が

喫緊に対応すべきものを計画の重点と位置づけ、ふるさとを思い、グローバルな視野で、ともに生きる力を育成するという観点から、郷土への誇りと愛着を抱き、地域社会の一員として、まちづくりにかかわろうとする心を育むふるさと教育、また、異なる文化や外国人との交流などを通じて、豊かな国際感覚を育む国際理解教育、さらには、社会的・職業的自立に向けて必要な力の育成や、産業構造の変化等に対応できる人材の育成に取り組むキャリア教育、産業教育の充実などを重点的な施策として、計画に盛り込んだところでございます。

また、本道の地理的なハンディを克服し、学校、家庭、地域、行政の連携による教育環境を形成するという観点から、遠隔授業の充実や、学校、地域が力を合わせて子どもの成長を支えるコミュニティースクールの導入拡大などについても、あわせて重点的な施策として位置づけたところでございます。

次に、基本理念についてでございますが、自立と共生という理念は、子どもたちが社会で生きる実践的な力を身につけ、夢や希望を実現可能とする自立の精神を育むとともに、思いやりの心や豊かな感性を身につけ、相互に支え合う共生の精神を育むことを目指して、現行の計画から引き続き基本理念として掲げたものでございまして、グローバル化の進展や、全国を上回るスピードで進む人口減少など、社会情勢が変化する中であっても、本道の将来を担う子どもたちが、夢と希望にあふれ、健やかに成長できるよう、道教委が目指す教育の普遍的な姿勢としてお示しをしているところでございます。

次に、教育関係者の理解についてでございますが、新しい教育計画は、市町村教育委員会、大学、小中学校、社会教育、PTA、民間企業等の関係者により構成されている北海道教育推進会議において御審議をいただいたほか、パブリックコメントや教育関係団体への意見照会などを通じて、幅広く本道教育に関係する方々の御意見をいただきながら、策定作業を進めてきたところでございます。

今後、計画の推進に当たっては、市町村教育委員会、教育関係団体等への周知はもとより、各管内の教育長会議、校長会等において、計画の理念や目標、取り組む施策について、よりわかりやすく説明するなどいたしまして、理解の促進に努め、教育関係者が一体となって取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、施策の検証と評価についてでございますが、道教委では、これまで、毎年度、北海道教育推進会議において、計画に基づく教育施策の実施状況や、効果、課題等の点検評価を行い、計画の推進管理に努めてきたところでございます。

新しい計画の推進に当たっては、評価結果を次年度の施策の改善に反映するなど、PDCAサイクルの考え方を一層徹底し、実効性ある取り組みを進めていくことといたしており、こうした点検評価の結果について、各管内の教育長会議等において、より具体的に課題や施策の方向性を示すなど、市町村教育委員会、学校などと積極的な情報共有を図りながら、計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、計画と予算についてでございますが、計画を着実に推進するためには、毎年度、必要な

教育予算を重点的、効率的に確保することが重要であると考えております。

このため、新年度予算においては、グローバル人材の育成や、キャリア教育、産業教育の充実、「きた ものがたり」を活用した道德教育の充実、さらには、学校における働き方改革の推進などの重点事業の予算を計上したところであり、今後とも、計画の実効性を高めるため、必要な予算の確保に努めてまいります。

次に、計画に対する道民の理解についてでございますが、本道教育が道民の皆様の期待に応えるためには、学校、家庭、地域、行政が課題や危機意識を共有し、連携協力して教育の質の向上に努めることが重要であると考えております。

このため、道教委では、北海道が目指す教育の理念や、その実現に向けた計画の目標、施策の方向性などについて、これまで、パブリックコメントや、インターネット教育モニター、教育関係団体への意見照会等を通じて、広く道民の皆様に周知し、御意見をいただいていたところでございます。

今後におきましても、計画の内容を道教委のホームページに掲載するほか、保護者向けの広報誌「教育ほっかいどう家庭版ほっとネット」や、道教委のメールマガジン「未来人（みらいびと）」などを通じて、より多くの道民の皆様にわかりやすくお知らせするなど、さまざまな機会を捉えて計画の周知に努めてまいります。

最後に、教育計画の推進についてでございますが、これからの社会は、急速な技術革新やグローバル化の一層の進展などにより、大きく変化することが予想されており、次代を担う子どもたちには、こうした社会の変化に主体的に向き合いながら、みずからの可能性を発揮し、未来を切り開く力を身につけていくことが求められております。

また、北海道が持続的に発展していくためには、子どもたちがふるさと・北海道に誇りと愛着を持ち、地域や産業を支える人材、国際的な分野で活躍できる人材として、大きく成長していくことが必要であると考えております。

こうした認識のもと、道教委といたしましては、子どもたちが、さまざまな社会の変化にも果敢に挑戦し、北海道の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、新しい教育計画のもとで、道民の皆様の理解と協力を得ながら、本道教育の充実発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 白川祥二君。

○24番白川祥二君（登壇・拍手）ただいま、知事、教育長から御答弁をいただきましたが、指摘を交えながら、再度質問します。

初めに、都市と農山漁村の交流についてであります。

経済効果分析は、輸出入の増加など、一連の外部変化により、国内で生産性が向上し、労働供給が増加して、実質所得がふえ、消費等の需要が増加するという流れであります。

しかし、工業部門に比べ、農業部門ではどの程度当てはまるか、難しいところと思います。

政府が進める農業改革がどのように所得増加や地域の活性化につながるのか、はっきりしませんが、地域の特性を生かし、労働力を呼び込む取り組みが必要であります。

農産物の高付加価値化や農業体験観光、ファームレストラン、ファームインを初め、観光など他の産業との連携などを通じて労働力の流入につながると考えられることから、道や市町村と地域とが一体となって、都市と農山漁村の交流などの取り組みを進めることが重要と考えますが、見解を伺います。

あわせて、今回の国の分析では、我が国の成長と労働参加が進んだ場合の潜在的な労働増加余地を610万人と見込んでおり、道の試算における増加はこの内数になるとのことです。

しかしながら、現在、道内の1次産業はもちろんのこと、建設業や、看護、介護、食品加工業、交通・運輸業など、あらゆる分野で人材は不足しており、本道にとって喫緊の課題となっています。

どのような職種や地域に潜在労働者がいるのか、私にはわかりませんが、今後、幅広い分野での人材不足を補う政策、対策を講じるとともに、現業職の魅力ある労働環境の構築など、総合的な観点に立った検証と改善を施しながら、労働力の確保のため、より一層取り組んでいただくよう指摘いたします。

次に、輸出拡大の重要性についてであります。

現在の国内生産と国内消費がそのまま続くとすれば、輸入でふえた農産物は国内にあふれてしまいます。

したがって、輸入増に見合った分あるいはそれ以上の輸出拡大が必要となることから、今回のTPP11及び日EU・EPAにおける関係国との非関税障壁をいかに早く取り除くことができるのかが重要であると思います。

取り除くことができなければ、輸出機会を失うことになり、結果、生産過剰、価格の暴落、さらには、生産意欲の減退、離農と地方の崩壊につながるものが危惧されます。

非関税障壁に対する課題や、輸出に必要な関係国での認証手続など、生産現場での対応は困難をきわめることと思われませんが、道として、農畜産物の輸出拡大に向け、どのように対応していくのか、伺います。

次に、農業政策の推進についてです。

人口減少、少子・高齢化が進んでおり、TPPなどの影響で農業生産が落ち込むようなことになれば、たちまち地域の存続が危うくなってくると考えられます。

TPP11ではコストの点で、また、日EU・EPAでは品質の点で競争になり、この二つの競争力を同時に持った農業でなければ、生き残ることはとても難しくなると思われそうです。

国内総生産に占める1次産業の割合はわずか1.2%であり、道内の1次産業が道内総生産に占める割合は4.1%にすぎません。

このような状況を踏まえると、TPP11、日EU・EPAを進める立場からは、工業など、ウエートが高い産業分野を重視する考え方もあるかもしれません。

しかし、食料は重要な戦略物資であり、国民の食料自給の一翼を担うといった本道の重要性は申し上げるまでもありません。

本道の農業、農村が果たす役割と重要性へのさらなる理解と、国の農政への位置づけをしっかりと求めていかなければならないと考えますが、見解を伺います。

次に、農業生産の維持拡大についてであります。

農業生産について、本道は、農家戸数や農業就業人口が減少して、農業産出額においても全国的に減少傾向にある中で、昭和59年以降、約1兆円で推移しております。

しかし、国内の食市場は、人口減少などにより、縮小するものと見込まれております。

例えば、主食用米の需要は、2014年には702万トンでしたが、2035年には608万トンないし624万トンとなり、78万トンないし94万トンが減少すると見込まれております。北海道の米収穫量が57万8000トン程度であることを考えますと、需要の減少幅はかなり大きなものと思われま

す。こうした需要の動きと、TPP11などの輸入圧力が同時に影響してくると、道内の農業生産を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが想定されることから、本道農業の維持拡大に向け、さらなる取り組みが必要となってくることを指摘しておきます。

最後に、安全、安心な食料の確保についてであります。

食の安全については、協定において、国の規制などと企業の経済活動のかかわりで、外国企業が我が国に損害賠償を求めるなど紛争になったとき、その手続などを定めるISDS条項の問題があります。今のところ、TPP11では凍結に、日EU・EPAでは持ち越しになっておりますが、交渉で具体化されると思われま

す。この条項について、米国を含めたTPP交渉の際、地方自治体の条例や規則は、正当な公共目的などに基づく規制措置を採用することは妨げられないとの政府の見解を受けて、道は、影響はないとしております。

しかし、公共目的などに基づく規制措置の解釈については、関係国との交渉などで、いつこの見解が変わらないとも限りません。

道では、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例により、遺伝子組み換え作物の栽培規制を行っていますが、引き続きその条件が守られるよう、国の動きを注視していただくことを指摘し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）白川議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、TPP、日EU・EPAに関し、まず、都市と農山漁村の交流についてであります。美しい景観、豊かな農畜産物に恵まれた本道の農村には、多くの都市住民や外国人観光客の方々が訪れており、こうした交流人口の増加は、新たなビジネスチャンスとして、地域の活性化や雇用の拡大につながる可能性を有するものであります。

都市と農山漁村の交流を拡大するためには、ファームインや農業体験の受け入れなど、農家の方々の取り組みと、観光業、飲食業など、多様な主体が連携した地域ぐるみの取り組みが重要で

あると考えるところであり、道といたしましては、市町村など、地域の関係団体との連携を密接に図り、地域の受け入れ体制の整備や体験メニューの開発、情報発信などへの支援に積極的に取り組んでまいります。

次に、農畜産物の輸出拡大についてであります。道では、これまで、生産者団体やジェトロなどと連携をし、米、青果物、牛肉などを重点品目として、アジア地域を中心に、プロモーション活動やテスト販売などに取り組んできたところであります。

道といたしましては、今後とも、国に対し、相手国における検疫条件等の緩和に向けた国家間交渉など、輸出環境の整備について要請するとともに、関係機関と連携をして、輸出に必要な手続などをサポートするほか、アジア地域での道産農畜産物の常設売り場の設置や販路の拡大、さらには、潜在的な需要が見込まれる中国、米国への北海道米のプロモーションや、EUに向けた道産酒の魅力の発信、農畜産物の市場調査などに積極的に取り組み、一層の輸出拡大を図ってまいる考えであります。

最後に、農業政策の推進についてであります。本道の農業、農村は、我が国における安全、安心な食料の安定供給はもとより、観光業や食品加工業など、幅広い関連産業とも結びつき、地域の雇用と所得の確保に大きな役割を果たしているところであります。

このため、道といたしましては、国に対し、こうした本道の農業、農村の持つ役割や重要性を訴えながら、いかなる国際環境下においても、生産者が安心して営農に取り組む、その再生産が可能となるよう、本道の実情に即した対策を求めるとともに、効果的な施策の展開に努め、北海道のみならず、我が国にとってもかけがえのない本道の農業、農村が今後とも持続的に発展していけるよう、全力で取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 白川祥二君の質問は終了いたしました。

大越農子君。

○9番大越農子君（登壇・拍手）（発言する者あり）自民党・道民会議の大越農子でございます。

通告に従い、知事並びに教育長に質問してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、まんが・アニメ王国ほっかいどうの推進についてであります。

漫画、アニメといったコンテンツは、昨年12月に文化庁が策定した文化経済戦略でも、我が国のブランド価値を高める有力な文化芸術資源として位置づけられ、国内外からも注目されているメディア芸術であり、積極的な情報発信が必要と認識しているところであります。

知事も、著名な漫画家を数多く輩出している本道の優位性を生かし、まんが・アニメ王国ほっかいどうを道内外に発信し、漫画文化を振興することを公約に掲げています。

私自身も、一時期、漫画家だったこともあり、メディア芸術を道民の貴重な財産として活用することにより、北海道を盛り上げるとともに、地域の文化芸術資源として、観光・産業資源と一

体的に発展させ、地方創生にも寄与するよう、今まで以上に漫画・アニメ文化の振興に取り組むべきと考え、これまで本会議や委員会で質問を重ねてきたところでもあります。

道では、平成28年度に、漫画の公募コンテストである北のまんが大賞を創設し、本年度、第2回目を実施したと承知しています。

以前、私が提案した、SNSを活用したPRなども実施したと承知していますが、今年度の事業の内容について伺います。

また、北のまんが大賞の第2回目の実施を踏まえ、第3回目の実施に向けた課題はどのようなものと考えているか、その上で、まんが・アニメ王国ほっかいどうの実現に向けて、どのような課題があると認識しているのか、あわせて伺います。

本年は、北海道命名150年の年であり、全道各地のさまざまな主体が機運醸成のための取り組みを行う予定となっていますが、漫画・アニメ文化においても、北のまんが大賞などで北海道150年に連動した取り組みを行うべきと考えます。

今後、知事公約の実現に向け、北海道150年を契機として、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、北海道史の編さん事業についてであります。

北海道150年を契機に、新たにに取り組むこととしている道史の編さんは、北海道の歴史を理解し、その未来を展望する上で、大いに意義のあるものと考えます。

この編さん事業を通じて、多くの道民が、郷土の成り立ちに興味を持ち、互いに語り合い、新たな発見が生まれることを願うものですが、事業の開始に当たり、その内容や取り組みについて伺います。

事業の骨格を定める道史編さん大綱案によれば、今回の道史は、第二次世界大戦後の現代史を中心とすること、また、資料の提示に重点を置くこととしています。その基本的な考え方を伺います。

道史の編さんは、来年度から10年間に及ぶ事業とのことですが。

編さんは、往々にして、専門家だけによる事業と認識されがちですが、道民に広く事業を知ってもらい、理解と関心を得るとともに、時には参加していただくような取り組みも必要と考えますが、道の見解を伺います。

次に、ムスリム観光客への対応についてであります。

平成29年度の訪日外国人観光客は約2870万人に達し、本道においても増加傾向で推移しているものと考えています。

本道を訪れる外国人観光客は、中国、台湾、韓国といった国や地域から訪れる数が多く、今後、外国人観光客500万人を目指していく上では、成長が著しいASEAN諸国などからの幅広い誘客が重要であると考えます。

マレーシアは、新千歳空港との直行便が就航して以来、本道への観光客が大幅にふえ、平成28年度には12万6000人に達しています。

また、インドネシアでは、平成29年の訪日旅行者が前年と比較して1.3倍と著しく増加していることや、2億6000万人の人口規模があり、現在でも拡大基調にあることなどから、こうした市場からの誘客は、今後一層の拡大が期待できると考えます。

また、インドネシアでは人口の9割が、マレーシアでは人口の6割が、ムスリム、つまりイスラム教徒であると言われており、こうしたムスリムの方々を積極的に受け入れていくことが必要ではないかと考えます。

一方で、イスラム教には厳しい戒律があることから、ムスリム観光客の受け入れに関してはさまざまな課題が存在すると考えますが、道としてどのように認識しているのか、所見を伺います。

道では、これまで、ムスリムが多いマレーシア、インドネシアでの旅行博への出展や、メディアを活用したプロモーション、さらには、ムスリム観光客の受け入れに向けたガイドブックの作成、研修会の開催などに取り組んできたものと承知しております。

今後、さらなるムスリム観光客の方々を受け入れ、気持ちよく北海道旅行を楽しんでいただくために、どう対応していこうとしているのか、道の所見を伺います。

次に、屋外広告物についてであります。

昨年4月、帯広市、函館市において、屋外広告物が落下した事故が相次ぎ、道は、こうした状況を踏まえ、広告主や広告事業者に対して安全管理の徹底を求める通知を行うとともに、5月には、屋外広告物の現状に関する報告を求めたと承知しております。

5月末の時点での回答率は、対象物件全体の46.5%にとどまっていたとのことですが、重大な結果を招きかねない屋外広告物の落下事故を未然に防止するためにも、まず、広告主などの自主的な現況確認と報告が求められます。

道は、広告主に対して早期の報告を求める必要があると考えますが、どのように対応したのか、伺います。

屋外広告物の落下は、万が一の場合に、道民の生命、財産に大きな影響を与えるものです。

平成27年に、札幌市内の飲食店ビルでの落下事故で、落下物の直撃を受けた当時21歳の女性は、昨年6月の段階でも、依然、意識不明の状態が続いていると報じられています。将来にさまざまな夢や可能性を花開かせることができたであろう彼女の人生が、この事故で一変してしまったことや、御家族の心情を思うと、言葉に尽くせぬ思いが込み上げてきます。

こうした事故が二度と生じないよう、常日ごろから、広告主や、広告物の設置、管理を請け負っている事業者に、現状の確認や必要な補修作業などにしっかり取り組んでいただくことが非常に重要であると考えます。

屋外広告物の落下事故を未然に防止し、道民の安全な暮らしを守っていくため、道はどのように取り組んでいく考えか、伺います。

次に、有害鳥獣被害への対応について伺います。

平成28年度の野生鳥獣による農林水産業の被害金額は46億7500万円と、前年度より4億1200万

円減少し、5年連続の減少となっておりますが、引き続き、被害防止に向けた取り組みが求められています。

被害の大半はエゾシカによるもので、カラス類、ヒグマ、キツネ、アライグマと続いています。ここ数年の被害額の減少は、エゾシカ管理計画における駆除などによるものであり、今後とも適切に取り組んでいく必要があります。

一方、アライグマについては、年々、捕獲数はふえているものの、被害金額も9100万円にまで増加し、道内全域へ拡大していることから、平成20年代前半に被害が急増したエゾシカの二の舞にならぬよう、早急な対応が必要です。

アライグマは、北米原産で寒さに強く、天敵もほとんどいないと言われており、雑食性で、農作物や果実だけでなく、樹上の鳥の巣も襲うことから、生態系を脅かすとされるだけでなく、最近の調査で、マダニが媒介する感染症のダニ媒介性脳炎ウイルスが、捕獲したアライグマの約1割から見つかっていることから、アライグマなど野生動物とマダニの間におけるウイルスの拡大は人への脅威でもあり、根絶に向けて、徹底した駆除の取り組みが必要と考えます。

道は、アライグマを初めとする有害鳥獣対策にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、6次産業化の推進についてであります。

加工や直売といった農業の6次産業化は、農畜産物の付加価値を高め、農業所得の向上が図られるだけでなく、地域の雇用の確保にもつながる重要な取り組みと認識しております。

しかし、6次産業化の取り組みに当たっては、過去に道が実施した実態把握調査から、調査対象の半数近くが黒字化を達成していないなど、さまざまな課題があることが判明いたしました。

こうした課題に対して、道は、これまで、どのように対応してきたのか、伺います。

TPP11や日EU・EPAなど経済のグローバル化が進む中、本道の農業、農村を持続的に発展させていくためには、6次産業化の取り組みはますます重要となり、積極的に進める必要があると考えます。

道として、今後、どのように6次産業化を推進していくのか、伺います。

次に、がん対策についてであります。

近年、がんの原因となる遺伝子変異を調べることで、患者一人一人に最適な治療を選ぶことができる、がんゲノム医療に対する期待が高まっています。

国では、昨年10月に策定した第3期のがん対策推進基本計画において、ビッグデータやAIを活用した、がんゲノム医療等を推進し、個人に最適化された患者本位のがん医療を実現するための体制整備などの取り組みを進めることとし、ゲノム医療を必要とする患者が全国のどこにいても受診できる体制を段階的に構築するため、現在、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、がんゲノム医療中核拠点病院を整備、指定するための手続などが進められています。

これまでに、国立がん研究センター中央病院や北海道大学病院など11の医療機関が指定され、

これらの中核拠点病院と連携して、がんゲノム医療に当たる医療機関も今月中に決定される見通しとのことであります。

道の次期がん対策推進計画案でも、がんゲノム医療に関する項目が新たに加えられ、道としても積極的にかかわっていく必要があると考えますが、道では、がんゲノム医療をどのように推進していく考えか、伺います。

次に、知的財産の保護について伺います。

先日閉会した平昌オリンピックにおいて、カーリング女子のロコ・ソラーレ北見チームの選手が目覚ましい活躍をされました。彼女たちの日々の努力と正々堂々とした戦いぶりに、心から敬意を申し上げる次第であります。

「そだねー」の北海道弁が流行したり、もぐもぐタイムと称した休憩時間に食されていた道産のお菓子「赤いサイロ」の販売店舗には長い行列ができるなど、さまざまな話題を呼びましたが、その話題の一つが韓国産イチゴであります。

選手たちが食していた韓国産イチゴに関して、齋藤健農林水産大臣は、3月2日の会見において、以前に日本から流出した品種をもとに韓国で交配されたものが主であると指摘しました。

昨年6月に発表された農水省の報告によれば、「とちおとめ」「章姫」「レッドパール」など、日本の代表的なイチゴ品種が韓国に流出し、その品種をもとに開発されたイチゴの輸出額は、現在、アジアで大きなシェアを占めています。そのため、日本のイチゴの輸出機会が失われ、その影響額が5年間で最大で220億円に上るとのことです。

平昌オリンピックが大成功に終わり、スポーツを通して日韓のきずなが確認され、今後の両国の友好がさらに深まることが期待される中で、このような話題がクローズアップされることに心を痛めておられる方も多いのではないかと思います。

さきに行われた我が会派の代表質問においても触れましたが、ことし4月には主要農作物種子法が廃止される中、農業王国たる北海道は、農作物にまつわる知的財産をしっかりと守っていくことが今後ますます重要になっていくと思われまます。

そこで、以下質問してまいります。

イチゴのほかにも、国の研究機関が生んだ高級ブドウ「シャインマスカット」が中国で無断栽培された例や、熊本県のイグサ品種「ひのみどり」製の中国産の畳などが確認されています。

農産物を初めとする道産品において知的財産が諸外国に流出した案件は確認されているのか、また、現在、道の知的財産が十分に保護されている状態と言えるのか、認識を伺います。

農産物の知的財産保護の制度として代表的なものに、農産物の育成者権があると承知しております。齋藤農水大臣は、さきに触れた会見で、日本の品種保護を強化していく方針を示した上で、海外でも知的財産を取得し、仮に流出が発見された場合は、栽培や販売の差し止め請求などを行うことが重要であると強調し、海外での知的財産権の取得を支援するため、今年度の補正予算や新年度の予算案で対策費を計上していると述べておりますが、その仕組みはどのようなになっているのか、その制度について、道として、今後、どのように対応していくのか、伺います。

知的財産には、農産物の育成者権のほかにも、商標登録制度、GI、特許、意匠などがあり、また、水産業においても、養殖技術、漁具、漁法の技術、水産加工や流通に関する特許など、本道にさまざまな知的財産があります。

言うまでもなく、北海道の基幹産業は農林水産業です。

それは、大地と海の恵みが豊富であるということのみを意味するものではありません。その恵みをしっかりと享受するために、農林水産業にかかわる多くの人々が大変な時間と労力をかけて知恵を絞ってきたのであり、その貴重な知恵を知的財産として豊富に有しているということの意味しています。

本道の農林水産業を守っていくためには、さまざまな制度を使って、本道の知的財産をしっかりと保護していくことが重要であると考えます。

北海道が持つ知的財産を守るために、国に対し、道として強く要望を行っていくとともに、道みずからが最大限の努力をして対策を進めていくべきと思いますが、本道の知的財産についてどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

最後に、英語教育について、教育長に伺います。

本道においては、外国人観光客の拡大、道産食品の海外市場への参入を強く推進するとともに、年々押し寄せてきているグローバル化の波から、農産物や水資源を初めとする本道の財産をしっかりと守っていく必要性がさらに高まっています。

これからの社会に生きる本道の子どもたちにとり、英語力の向上は必須条件であり、その学習環境を整えるために、私自身も、昨年年第1回定例会において、中学校教員の英語力の向上などについて取り上げてきたところであります。

道教委においても、教育行政執行方針で、子どもたちが英語で日常的なコミュニケーションができる力を身につけられるよう取り組むとしています。

しかしながら、我々にとって、英語に対する心理的な壁は必要以上に大きく、外国人とのコミュニケーションを苦手とする日本人はいまだ多いのが現状であります。

その理由の一つに、日本の英語教育が、非日常的な文章が多い試験用の英語に偏っており、ほとんどの若者たちが試験英語になれ過ぎてしまっていることが挙げられます。

ちなみに、本年度の大学入試センター試験に出題された問題の一つに、昆虫食がたんぱく源として非常にすぐれていることを述べた長文問題がありました。日常会話として余り話題に上がらないことに関する長文問題を解く力が、日常的なコミュニケーション能力につながるとは言えないのではないかと思います。

それどころか、試験英語の勉強をすればするほど、英語に対する心理的な壁が高くなり、日常会話もできなくなってしまった日本の学生は非常に多いと思います。中学校で学習した英語だけでも十分にコミュニケーションがとれるにもかかわらず、非常にもったいない話であります。

英語での日常的なコミュニケーション能力を身につけるために最も大事なことは、身近な会話を中心にした英語になれ、英語に対する心理的な壁を取り払うことであろうと思います。

次年度から、新学習指導要領への移行期間が始まり、小学校においては、3、4年生にも外国語活動が導入されることになりました。

母国語である日本語を操る能力が十分でない時期からの英語学習には、私自身は距離を置く立場ではありますが、ある程度の日本語が操れるようになった小学校3年生の段階で、身近な会話を中心に、英語になれ親しむという意味においては、重要な取り組みであると考えます。

教育長は、先日、教育行政執行方針において、小学校における英語の教科化に向けて、留学生や外国語指導助手との英会話を体験する小学校英語力向上支援事業を実施すると表明され、今回、その予算が提案されておりますが、具体的にどのように取り組もうとしているのか、教育長に伺い、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）大越議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、漫画・アニメ文化の振興についてであります。本年、第3回目となる北のまんが大賞の実施に際しては、北海道命名150年を記念し、松浦武四郎を初め、本道にゆかりのある偉人や歴史上の名シーンを描くイラスト部門と、次の時代を担う中学生以下の部門を新たに設ける予定であります。

また、新年度から、道の広報媒体に受賞者を起用するなど、積極的に活動をバックアップするとともに、官民一体となって、プロデビューにつながるネットワークづくりに取り組み、国内外から一段と注目されるコンテストとなるよう、充実を図る考えであります。

道といたしましては、150年を一つの契機として、未来や世界を見据え、漫画、アニメなどの北海道の新しい文化資源を国内外に発信することにより、関連産業の育成や観光客の誘致、さらには、若い才能が躍動する地域づくりに取り組んでまいりたい考えであります。

次に、北海道史の編さんに対する道民の理解や関心を高める取り組みなどについてであります。このたびの道史は、道民一人一人が、御自身の足跡と北海道の歩みとを重ね合わせ、過去を振り返るとともに、未来を担う子どもたちに北海道の歴史を継承していくためのツールとなることも期待いたしているところであります。

こうしたことから、道民の皆さんに、道史への理解と関心を深めていただくことが重要と考えており、北海道史編さん委員会には、公募の委員にも参画いただくほか、ホームページなどで調査研究の成果を発信するとともに、編さんのスタートに当たっての展示会や道史に関する講演会を開催してまいりたい考えであります。

さらに、道民の皆さんの身近にある資料も、北海道の戦後の歴史を語る重要な資料となり得ることから、資料収集に御協力いただくよう、幅広く呼びかけるなど、道民参加型の道史編さんに取り組んでまいりたい考えであります。

次に、ムスリム観光客への今後の対応についてであります。ムスリムの方々は、宗教上、礼拝や食事といった面で守らなければならない戒律があり、これらに関する情報が不足した中で旅行することはストレスが大きいものと認識をいたします。

一方で、ムスリム観光客の受け入れに関しては、レストランやホテル側の小さな配慮が、多くのムスリム観光客の不满、不便の解消や、旅の満足度の向上につながるものと考えますことから、道といたしましては、新年度、新たに、セミナーやワークショップの開催を通じて、ムスリムに対して、可能な範囲での配慮、対応を行い、友好的に受け入れるといったムスリムフレンドリーの考え方の普及に取り組み、年内をめどにガイドブックの作成や、さまざまな媒体を通じて、ムスリムフレンドリーに取り組む事業者の情報発信に努めるとともに、本道観光の魅力をしっかりとPRし、大きな成長が見込まれるムスリム観光客の誘致を進めてまいる考えであります。

次に、屋外広告物についてであります。屋外広告物の安全性を確保するためには、広告主、管理者などが安全点検や必要な補修などを行い、屋外広告物が適切に維持管理されることが重要と認識をいたします。

このため、道では、各振興局において、安全点検パトロールや、講習会などを開催するとともに、屋外広告物の安全点検を適切かつ確実にを行うため、広告主等が3年ごとの継続許可申請時に道に提出する点検結果について、従来よりも詳細な報告内容とするよう、専門家の意見を聞きながら検討を行っており、規則の改正などを早急に行ってまいる考えであります。

道といたしましては、屋外広告物の落下等によって道民の方々に危害が生ずることがないように、市町村、関係団体と情報の共有や一層の連携を図りながら、屋外広告物の安全確保が図られるよう取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策についてであります。野生鳥獣による農林水産業被害は依然として大きく、今後も、捕獲や被害の防除などの対策を進めていくことが必要であり、特に、生息域が全道に広がりを見せているアライグマについては、議員が御指摘のとおり、農業被害が増大していることに加え、ダニ媒介性脳炎のウイルスに感染した個体が確認されており、マダニによるウイルスの拡大も懸念されるところであります。

道といたしましては、アライグマを初めとした有害鳥獣について、国や市町村、研究機関などとの連携を強めながら、地域の捕獲実態の把握、分析に努めるとともに、効果的な捕獲手法の開発普及や、生息域が拡大しているアライグマの集中的な駆除対策の実施など、より地域の実情に即した総合的な有害鳥獣対策に積極的に取り組んでまいります。

次に、6次産業化の推進に関する今後の取り組みについてであります。本道の基幹産業である農業が、加工や観光、小売といった、2次産業、3次産業と結びつき、新たな付加価値を生み出す6次産業化の推進は、農業所得の向上や地域の雇用の確保など、農村地域の活性化につながる重要な取り組みと認識をするものであります。

道といたしましては、引き続き、6次産業化サポートセンターによる事業開始後のフォローアップを含めた、きめ細やかな指導助言活動などを通じ、事業者の拡大や経営の改善を促進するとともに、新たに、セミナー、コンクールの開催などにより、道産小麦を使ったパン、スイーツ等の商品力の強化や、工房チーズの品質を高める取り組みを進め、道内における6次産業化を一層

推進してまいりる考えであります。

次に、がんゲノム医療についてであります。国では、現在、がんゲノム医療の実用化を推進するため、医療提供体制の構築や人材育成、医薬品等の研究開発が進められているところであり、こうした取り組みは、がん医療の質の向上など、患者本位のがん医療につながるものと期待をいたしております。

道では、現在、次期がん対策推進計画の策定を進めているところであり、がんゲノム医療については、中核拠点病院に北大病院が指定されたことから、今後、地域の拠点病院等との連携体制の構築に努めるとともに、道民の理解の促進に向けた普及啓発や、がんゲノム医療に必要な人材の育成に取り組み、道民が、身近な地域で、がんゲノム医療の提供が受けられるよう努めてまいりる考えであります。

最後に、知的財産の保護についてであります。本道の1次産業は多くの知的財産を有しており、品質の高い農産物の品種登録のほか、産地名を使用した商標の登録、生産者が持つすぐれた技術についての特許の取得などを国内外で一層進めることが重要と認識いたします。

道といたしましては、国に対し、アジア各国における品種保護制度の整備の促進などを求めることとあわせて、1次産業などの関係者に、知的財産権取得の必要性などについての一層の普及啓発や、国と連携した海外での冒認商標出願などの情報提供を行うほか、海外での権利取得や、模倣品による被害に対する支援制度の利用を促すなど、知的財産の保護に向けた取り組みを推進するとともに、これらを活用した輸出促進などを進めることにより、北海道ブランドの価値の一層の向上につなげてまいりる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）まんが・アニメ王国ほっかいどうに関し、北のまんが大賞についてであります。2回目に当たる今年度の作品募集に際しましては、募集期間を1カ月間延長するとともに、新たに専用のSNSサイトを開設したほか、ラジオ番組を活用するなど、PRを強化したところでございます。

また、選考に当たりましては、道内の出版社に加え、首都圏の大手出版社にも御参画いただき、印象に残った作者を編集部につなぐ仕組みも整えましたことから、今回の受賞者には、プロデビューのきっかけをつかんだ方もおります。

さらに、「MANGA-DO」と銘打ちまして、こどもまんが教室や、プロの漫画家を目指す方々を対象とした添削会など、年齢やスキルに応じたチャレンジを促すイベントを実施し、人材の育成、裾野の拡大に積極的に取り組んだところであります。

次に、今後の漫画・アニメ文化の振興についてでございます。北のまんが大賞は、若手漫画家の発掘、育成を図るとともに、漫画、アニメ等の表現力を活用し、北海道の魅力を効果的に発信することを狙いとしております。

このため、次の時代を担う子どもたちを含め、幅広い層の応募意欲を喚起することとあわせまして、自然や歴史、文化、食など、本道の特徴を織り込み、読者等を引きつけるストーリーづくりをサポートすることも重要と考えております。

今後は、漫画、アニメの関係者だけではなく、さまざまなメディアを初め、観光やコンテンツ関連産業における情報発信ニーズと結び、文化と地域を元気にするまんが・アニメ王国ほっかいどうの可能性を広げてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）北海道史の編さんに関しまして、編さんの基本的な考え方についてであります。このたびの道史編さんにおきまして、対象とする範囲を先史時代までさかのぼることは、相当の年月と経費を要するという事情もございますことから、有識者懇談会での検討を踏まえまして、第二次世界大戦後の現代史を中心とし、これに加えて、先史時代以降を対象とした概説も編さんする方針としたところでございます。

また、資料編は、時代の経過とともに古びることがなく、他の研究にも活用ができ、さらに、新たな資料の発掘や保存にもつながりますことから、このたびの道史では、資料編による資料の提示を重視することとし、それをもとにした通史編を叙述することで、より実証的な道史の編さんを目指すこととしたところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部観光振興監木本晃君。

○経済部観光振興監木本晃君（登壇）ムスリム観光客の現状に関しまして、ムスリム観光客受け入れの課題についてでございますが、道といたしましては、外国人観光客500万人の実現に向けましては、2億5000万人もの人口を有し、今後も経済成長が見込まれますインドネシアを初めとする、ムスリムの比率が高い地域に対する誘客活動の強化が重要と認識しております。

国が実施した調査におきましては、ムスリム観光客からの不便、不満の声として、食べ物やその成分の表示が不十分であること、利用できる飲食店、礼拝できる場所など、ムスリムへの対応に関する情報が少ないことが挙げられており、道といたしましては、ムスリム観光客の誘致に向けまして、こうした課題に適切に対応し、道内を快適に旅行できる受け入れ体制や情報発信を充実させていくこととしているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部長渡邊直樹君。

○建設部長渡邊直樹君（登壇）屋外広告物の現状報告についてでございますが、道では、許可した屋外広告物のうち、設置後10年以上を経過したもので、かつ、継続許可申請時に行った点検から1年以上経過したものを対象に、昨年5月、設置出願者に対し、設置、管理する屋外広告物の現在の状況について報告を求めたところでございます。

報告の回答率につきましては、当初は46.5%であったものの、その後も設置出願者などに対し

て文書で督促を行うなどした結果、対象となる屋外広告物の1万2668件のうち、ことし2月末までに報告を受けたものが1万2575件で、回答率は99.3%となったところでございます。

このうち、異常ありと報告を受けたものが508件で、これらの詳細な状況を把握し、剝離、割れ及び腐食等が進行しており、落下、飛散及び倒壊のおそれがある広告物に該当する20件につきまして、危険部分の改修や除却などの対応が行われていることを確認しているところでございまして、また、今後修理が必要と思われる広告物など488件につきましては、安全管理の指導を行うこととしております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部食の安全推進監森田良二君。

○農政部食の安全推進監森田良二君（登壇）6次産業化の推進についてであります。道では、これまで、6次産業化に取り組もうとする農業者などに対し、新商品の開発や販路の開拓、加工施設、直売所の整備に対する助成等を行うとともに、総合支援の窓口として、6次産業化サポートセンターを設置し、事業計画の策定はもとより、事業の円滑な運営や経営改善などについて、課題に応じた専門家による指導助言を行うなどして、支援してきたところであります。

さらに、今年度、50の事業者を訪問し、経営状況などに関するより具体的な調査を行ったところであり、今後、関係機関・団体で構成する北海道6次産業化・地産地消推進協議会において、調査結果を分析し、課題解決に向けた効果的な方策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）知的財産の保護に関し、知的財産としての道産農産物等の流出についてであります。本道においては、道の農業試験場が育成した品種であるインゲンマメと小豆の種子が国外に持ち出され、その収穫物が日本に輸入されるといった事例が、平成13年と16年に確認をされているところでございます。

現在、問題となっている事例は承知をしておりますが、海外に育成品種が持ち出されたことを即時に把握することの難しさもあるものと認識いたしております。

今後、道産農産物等の輸出の拡大やブランド価値の向上に伴い、種子等が流出し、知的財産が損なわれるリスクが高まるものと考えられますことから、海外における品種登録を進めるなど、適切に対応していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）知的財産の保護に関し、農産物の育成者権についてでございます。種苗法に基づく新たな品種登録により発生する育成者権は、その種苗や収穫物などを利用する権利を専有する知的財産権であり、道内で育成された優良品種についても、この登録により、一定期間、その権利が保護されているところでございます。

一方、近年、海外における品種登録を行っていないため、一部の農産物が海外で無断栽培

されている事例が見られるほか、道産品種も、過去には小豆などの海外流出事例があり、このことは、本来の開発者に利益が還元されず、また、輸出先マーケットの喪失に直結する問題であると認識しております。

このため、道といたしましては、本道の優良品種が海外で無断栽培されないことがないように、道総研農業試験場や北農研センターなどとも連携し、種子の持ち出しを防ぐとともに、国の支援事業を活用するなどいたしまして、海外における品種登録を積極的に推進する考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）大越議員の御質問にお答えをいたします。

小学生の英語力の向上についてでございますが、グローバル化が進展する社会において、本道の未来を担う子どもたちに、豊かな国際感覚や、積極的にコミュニケーションを図る態度を身につけさせるためにも、外国の方々と英語でコミュニケーションを図る機会を充実させることが大切であり、とりわけ、小学校段階においては、子どもが英語嫌いにならないよう、体験を通して楽しく英語に親しむ機会を確保する必要があると考えております。

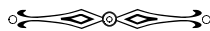
こうしたことから、道教委では、英会話に挑戦することの楽しさや、自分の英語が伝わった達成感を感じることができるよう、ALT、英語に堪能な地域の方々の協力を得て、子どもが、観光案内所や商店などに見立てたブースを回りながら、道案内、買い物など、日常の生活場面で使用する英会話を繰り返し体験する小学校英語力向上支援事業を新たに実施することとし、新年度においては、道内六つの管内で試行し、大学等の協力を得ながら検証を積み重ね、平成31年度以降にその成果を全道に普及するなどして、小学生の英語力の向上に取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 大越農子さんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時17分休憩



午後1時21分開議

○副議長勝部賢志君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

阿知良寛美君。

○2番阿知良寛美君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、通告に従いまして、以下、知事にお伺いをいたします。

初めに、道内航空ネットワークの活性化についてであります。

このたび、北海道運輸交通審議会からの答申に基づいて示された北海道航空ネットワークビジョンの案においては、インバウンドの急増やLCCによる新たな路線展開など、近年の航空を取

り巻く情勢の大きな変化を踏まえ、現在進められている、道内7空港の運営の一括民間委託の取り組みと連携しながら、道内13空港全体のネットワークの持続的な発展を目指すこととなっております。

ビジョンに掲げる本道の航空ネットワークの目指す姿は、本道の経済を牽引し、道民の暮らしや医療を守る「未来をリードする「Hokkaido型航空ネットワーク」の実現」とされておりますが、この目指す姿を実現するためには、一括民間委託の7空港だけではなく、離島の道管理空港や、防衛省が設置、管理する丘珠空港など、今回、民間委託を選択しない空港の活性化にも取り組んでいく必要があると考えます。

道は、これら6空港と民間委託の取り組みをどのように連携させながら、道内13空港全体の航空ネットワークの活性化を図ろうとしているのか、所見を伺います。

また、北海道航空ネットワークビジョンの案においては、それぞれの空港の将来展望と必要な取り組みを示しております。

特に、丘珠空港については、国の全ての出先機関が所在し、道庁や道警と連携することも容易で、かつ、高度医療機関も充実している札幌に所在するという、他の空港にはない特性を持っている上、真駒内や丘珠、苗穂の自衛隊駐屯地からは、東日本大震災の際、災害派遣で出動した実績があることを踏まえれば、防災や医療の拠点空港など、幅広い役割を担う空港として、利活用を図っていくことが重要と考えます。

施設面から見ても、丘珠空港の敷地内には、防災備蓄用の施設を確保し得る用地があるなど、利活用に向けた余地があるのではないかと考えます。

今般、丘珠空港の利活用に関する報告書を道と札幌市が取りまとめましたが、今後、道は、ビジョンや報告書を踏まえ、どのように丘珠空港の活性化に取り組んでいくのか、所見をお伺いいたします。

次に、本道における高速道路ネットワークの整備についてであります。

広域分散型社会を形成する本道において、人の移動や物資の輸送の大半は自動車交通に依存しており、高速道路等の道路ネットワークは、道民生活、本道経済を支える重要な社会基盤ですが、本道における高速道路ネットワークの整備は、全国と比較して、依然としておくれております。

近年、増加傾向にある、レンタカーを利用した周遊観光の利便性を高め、新鮮な農水産物を迅速に全国に届けるなど、本道が目指す食と観光の関連産業の振興に大きく貢献するとともに、安全、安心な暮らしの確保に向け、通院や救急搬送時間の短縮を図るなど、将来に向け、本道が活力ある成長を続けていくためには、高速道路ネットワークの早期の形成が喫緊の課題と考えます。

まず、今後の見通しを含め、知事の所見をお伺いいたします。

また、道央都市圏における幹線道路ネットワークの整備についてであります。

道央都市圏では、中心都市である札幌市の都心部において渋滞が頻繁に発生し、特に冬期は、

積雪により車道幅が狭くなるため、生活や医療を初め、物資の輸送が滞るなど、経済活動に大きな影響が生じていることから、都市圏全体の円滑な交通を確保し、物流の効率化や、救急搬送体制、都市防災対策のなお一層の充実を図ることは重要な課題と考えます。

また、2030年度には北海道新幹線の札幌延伸が予定されており、新幹線の開業による効果を全道へ波及させるためにも、交通の結節点となる札幌市中心部と他の市町村を有機的に結ぶ道路ネットワークの構築が望まれます。

こうしたことから、札幌北インターチェンジと札幌市中心部を結ぶ、いわゆるアンビシャス道路や、札幌インターチェンジから南区真駒内等への環状道路、国道230号の代替道路を確保するための道道京極定山溪線、さらには、地域高規格道路である札幌南環状道路の早期整備など、道央都市圏における幹線道路網の整備に道として取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

さらに、全道に目を向けてみると、高速道路にはミッシングリンクが多く残されており、道内の各地域が持続的に成長していくためには、早急なミッシングリンクの解消が必要と考えます。

また、道内では暫定2車線区間が多く、4車線以上の区間と比較して規制速度が低く、追い越しができないため、低速車がいるとさらに速度が下がるほか、正面衝突などの重大事故の危険性が高い上、一旦事故が発生すると、事故処理のために通行どめになるなど、安全性と安定した道路交通の確保などに課題があることから、暫定2車線区間の4車線化や、現在、試行が進められているワイヤーロープの設置を延伸するなどの対策も有効と考えます。

こうしたことから、ミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の課題の解決について、国に強く要請すべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、除雪事業と働き方改革についてであります。

人口減少や少子・高齢化に伴い、国内の産業全体で担い手確保が喫緊の課題となっている中、建設業においても深刻な担い手不足が懸念されます。

建設業の担い手の確保に当たっては、建設業就業者の働き方の改善を図ることが重要と考えますが、建設業は、天候などの自然条件に労働時間が左右されるという特性から、時間外労働の上限規制の対象外とされており、就業者の残業時間が長い傾向が見られます。

国が決定した働き方改革実行計画では、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について、罰則付きの上限規制が導入されることになっており、建設業においても、改正労働基準法の施行後の5年後に、他産業と同等の上限規制を適用することとなっております。

働き方改革により、長時間労働が是正されること自体は望ましいことでもあります。

しかしながら、一方で、災害時の復旧や冬期の除雪などに支障が生じないようにする必要もあるものと考えます。

先般、除雪作業の実態について、札幌の建設会社から聴取したところ、除雪作業は深夜から早朝にかけて行うこともあることから、オペレーター作業員の12月から2月までの時間外労働は月に200時間前後となっているとのことであり、時間外労働の上限が設定された場合、作業員の年

収については、単純に試算して100万円程度減少するとともに、新たに人員の確保が必要になるとのことです。

これはあくまでも一例ではありますが、除雪事業においては、こういった長時間の時間外労働があつて成り立っているという事業者が少なくないものと考えます。

働き方改革により、時間外労働時間の上限が設定されると、1人当たりの作業量は限定され、現状でも担い手の確保や育成が課題となる中、さらに新たな雇用が必要になるなど、除雪事業への影響が懸念されます。

道では、働き方改革による除雪事業への影響に対して、どのように取り組むのか、お伺いをいたします。

次に、旧優生保護法に基づく不妊手術についてであります。

旧優生保護法においては、医師が必要と判断すれば、都道府県に設置された審査会での決定を経て、精神疾患や遺伝性疾患、ハンセン病などの男女に対する不妊手術を優生手術と呼び、強制できるとされておりました。

この法律のもとで、平成8年に法改正が行われるまでの長い間、本人の同意なしに手術が行われており、御本人や御家族のことを思うと、大変重く受けとめなければならない出来事と考えます。

近年では、平成28年に、国連女性差別撤廃委員会が、被害の実態調査と補償を行うように日本政府に勧告したほか、昨年2月には、日本弁護士連合会が、優生思想に基づく不妊手術や人工妊娠中絶は、自己決定権などを侵害し、遺伝性疾患、精神障がいなどを理由とする差別との意見書を発表し、国に対し、謝罪や補償などを求めているところであります。

そして、今、新聞報道等により、過去に行われていた優生手術の実態が明らかになりつつあります。

先般、道においても、審査会の資料の一部が保存されていることが確認できたことから、過去の審査状況について公表されたところであります。

そこで、以下伺います。

昭和24年から、平成8年に母体保護法に改正されるまでの48年間、全国で1万6475人、北海道では2593人の方々に対して、本人の同意なしに、不妊手術、いわゆる優生手術が強いられたことは、戦後の日本の出来事とは思えない、不当な人権侵害であると考えます。

まず、北海道ではなぜ優生手術の件数が多かったのか、その理由をお伺いいたします。

また、資料の保全と実態解明についてであります。

道では、一部の関係文書が保存されていたことから、今回、取りまとめて公表しましたが、なぜ公表に踏み切ったのか、伺います。

さらに、優生手術を受けられた方は、今も御存命であり、高齢となられる方も多いことから、早急な対応が必要と考えます。このため、道として実態解明が急がれると考えます。あわせて所見を伺います。

また、相談窓口の設置についてであります。

優生手術の問題については、御本人や御家族の中には、手術を強制され、心身を深く傷つけられている方がたくさんいらっしゃるのではないかと考えます。

不良な子孫の出生を防止するという旧優生保護法の人権侵害の問題が白日のもとにさらされている今、声を上げたい、話を聞いてほしいと考えている方々に、道はどのように対応していくのか。まずは、そのような方々の話を聞くための相談窓口を設置すべきと考えます。今後の対応について、所見を伺います。

次に、冬季競技のナショナルトレーニングセンターについてであります。

先日閉幕した平昌オリンピックにおいて、日本は、冬季オリンピックでは過去最多となる合計13個のメダルを獲得し、入賞者数は43人など、日本選手の活躍に国じゅうが大いに湧き返りました。

開幕前、日本選手団の小平奈緒主将が掲げた選手団のテーマは百花繚乱で、代表選手一人一人がそれぞれの舞台上で大きな花を咲かせたいとの決意を表明されました。そして、主将みずからも、スピードスケートの女子500メートルで金メダルという勝利の花を咲かせました。

また、スキージャンプやスピードスケート、カーリングなど、さまざまな種目での道産子選手の活躍も目立ち、道民に夢と感動を与えてくださいました。

こうした大会で活躍するアスリートは、苛酷なトレーニングを積み重ね、力を発揮しているわけですが、最近は、科学的なトレーニングやメンテナンスも不可欠な状況になっていると考えます。

例えば、スピードスケートの女子パシュートでは、ナショナルチームとしてのトレーニングの中で、映像分析や風洞実験などを取り入れ、金メダルにつながったとの報道も目にしました。

現在、こうした機能を備えたナショナルトレーニングセンターが東京都に設置され、トップアスリートのトレーニング拠点となっていますが、冬季競技においては、単独競技のみで拠点が形成されているため、競技横断的なコミュニケーションや連携等が困難であるとともに、科学的な研究活動の機能等が不足しているという課題も指摘されており、冬季競技の中心的な活動拠点が必要と考えます。

そこで、我が国の冬季競技の中心的な活動拠点となるナショナルトレーニングセンターをぜひ北海道に誘致し、世界で活躍するアスリートの育成強化を図るとともに、冬季スポーツのさらなる振興につなげるべきと考えます。所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）阿知良議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、道内空港の活性化についてであります。広域分散型の本道においては、地域の暮らしや経済、医療を守るために航空路線が果たす役割は大変重要であり、特に、代替交通機関が限られる離島などの地域においては、必要不可欠な交通機関として、空港の機能強化や道内外を結

ぶ路線の維持拡充が求められるところであります。

道といたしましては、新年度からスタートする航空ビジョンに基づき、本道の発展を牽引する航空ネットワークを実現するため、一括民間委託を担う事業者の事業計画を踏まえながら、基金を活用し、13空港全体の活性化と地域の振興を図ることとしているところであり、特に、民間委託を選択しない6空港については、民間委託事業者と連携した利用促進に取り組むとともに、そのノウハウを参考とした管理運営の効率化や、複数空港による管理運営方法を検討するなどしながら、空港の活性化に向けて取り組んでまいります。

次に、高速道路ネットワークの整備に関する今後の見通しなどについてであります。高規格幹線道路ネットワークの整備が進展することにより、物流の効率化や生産性の向上など、地域経済の活性化のほか、救急搬送時間の短縮など、道民生活や経済の面でさまざまな整備効果が期待されることから、道といたしましては、これまでも、整備促進について、国や関係機関に繰り返し要望してきたところであります。

本年度は、十勝オホーツク自動車道の陸別小利別—訓子府間が開通したほか、新年度には、北海道横断自動車道の余市—小樽間など3区間、約44キロメートルが開通する予定となっております。道内の高規格幹線道路の開通率は、全国に比べて大きく立ちおくれているとともに、事業化されていない区間も多く残されていることから、私といたしましては、引き続き、地元市町村や関係団体と連携を強化して、早期のネットワーク形成に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、旧優生保護法に関する相談窓口の設置についてであります。道では、道内で2000人を超える方々に優生手術が行われたことに対し、御本人や御家族が大変つらい思いをされてきたことを重く受けとめ、真摯に向き合っていくと考えております。

今後は、御本人や御家族のお気持ちを尊重した上で、きめ細やかな対応が必要との認識のもと、現存する記録が速やかに確認できるよう、情報を一元的に管理するとともに、プライバシーや心情に十分配慮しながら、御本人、御家族からの相談をお受けする場所や体制について検討しているところであり、できるだけ速やかに対応を開始できるよう取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）丘珠空港の利活用についてでございますが、航空ネットワークビジョンにおきましては、丘珠空港は、札幌都心に立地する利便性を生かし、ビジネスや医療といった観点から、道内の航空ネットワークの拠点を目指すこととする一方、札幌市と道で取りまとめた、丘珠空港の利活用に関する報告書では、運用時間の延長や2次交通の改善、さらには滑走路の延伸など、ソフト、ハードを含めた幅広い利活用策について、地域での議論を深めるため、その利活用策の具体的なメリットやデメリット、概算事業費などをケーススタディーとして示してございます。

道といたしましては、札幌市が進める、市民や有識者などとの議論を踏まえながら、このビジョンにおける丘珠空港の将来展望や、報告書で示した利活用策をもとに、札幌市と連携して、丘珠空港の利活用を図ってまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 建設部長渡邊直樹君。

○建設部長渡邊直樹君（登壇）初めに、高速道路ネットワークの整備に関し、道央都市圏における道路網の整備についてでございますが、道と札幌市が平成22年3月に策定した、道央都市圏の都市交通マスタープランにおいては、骨格道路網として、環状道路や放射道路などを位置づけ、特に、都心アクセス強化道路軸として、創成川通りと豊平川通りについて重点的に機能強化を図ることとしておりまして、創成川通りについては、昨年度より、国、道、札幌市で構成する札幌都心アクセス道路検討会を開催し、議論を進めているところでございます。

道といたしましては、道内経済の活性化を図り、札幌市に集積する高次都市機能を周辺都市においても享受できるよう、今後とも、国や札幌市と連携をし、道央都市圏の幹線道路網の充実に取り組んでまいる考えでございます。

次に、国への要請についてでございますが、高規格幹線道路は、経済社会活動や道民生活を支える重要な社会基盤であります。道内には長大なミッシングリンクが存在をしており、早期のネットワーク化が必要と考えているところでございます。

また、道内では、暫定2車線区間の割合が本州などに比べて高く、正面衝突事故の危険性が高いことなどから、早期の4車線化や、正面衝突事故の防止に有効とされるワイヤーロープの設置延伸を望む声が高まっていると認識してございます。

道といたしましては、ミッシングリンクの解消はもとより、暫定2車線区間におけるワイヤーロープの追加設置や4車線化といった、高規格幹線道路の機能の向上についても、引き続き、地元市町村や関係団体と連携をし、国や関係機関に強く働きかけてまいる考えでございます。

次に、除雪事業と働き方改革に関し、除雪事業への影響についてでございますが、道が昨年実施した実態調査によりますと、除雪オペレーターのうち、50歳以上が約5割となっており、高齢化が進み、今後の担い手不足が懸念をされているところでございます。

道では、これまでも、建設業の担い手の確保に向けて、除雪事業を含め、平成25年度から6年連続して設計労務単価を引き上げ、適切な賃金が支払われるよう、建設業団体などに対して要請を行ってきているほか、除雪業務従事者の地位の向上に資する維持管理・除雪功労者表彰の実施や、日本建設機械施工協会が開催する除雪機械技術講習会への積極的な参加を促すなど、除雪オペレーターの確保育成の取り組みを行ってきたところでございます。

今後は、除雪オペレーターの作業実態について、除雪業務を担う各地域の建設業者で構成される北海道維持管理業務連絡協議会を通じて調査を行うほか、国や札幌市での取り組み状況について情報収集するなどして、働き方改革による除雪事業への影響を把握するとともに、その対応について、協議会などの意見を伺いながら検討してまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）旧優生保護法に基づく優生手術に関し、まず、手術件数についてでございますが、旧優生保護法の施行後、医師からの申請による手術につきましては、全国では、昭和30年代から昭和40年代までの間が多く、以降は減少しており、道内においては、全国と同様の傾向で推移し、2000人を超える方々に行われたところでございます。

道では、当時、国の政策を推進するため、市町村や医療機関など関係機関の協力を得ながら取り組みを進めてきたことから、こうした結果になったと考えております。

次に、実態把握などについてでございますが、道では、一部の年次が保存されていた審査会資料などは、当時を記録した重要なものでありますことから、当事者の方々への対応の一つとして、個人情報に配慮した上で、審査状況を公表したところでございます。

こうした、審査会を初め、手術の実態の把握につきましては、当時の資料が極めて少ないことから、国を挙げた実態把握や必要な対策の検討が早急に行われることが必要と考え、先般、厚生労働省に対して要請を行ったところでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）ナショナルトレーニングセンターについてであります。ナショナルトレーニングセンターは、トップレベルの競技者が集中的、継続的にトレーニング等を行うための中核施設として、東京都内に設置されておりますが、スキーやスケートなどの冬季競技等につきましては、競技別に、全国の既存施設を強化拠点としており、道内におきましては、大倉山、宮の森の両ジャンプ競技場を初め、明治北海道十勝オーバルなど、計5カ所が指定を受けております。

道といたしましては、冬季ナショナルトレーニングセンターの設置につきまして、これまでも、札幌市や冬季オリンピック・パラリンピック招致期成会とともに、国に対して要請してきており、今後とも、冬季オリパラ招致の動向等を踏まえまして、ウインタースポーツのトレーニング適地としての本道の優位性をPRするなどし、地域における競技別強化拠点の指定、拡充も含め、札幌市や関係自治体などと連携し、引き続き国に働きかけてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 阿知良寛美君の質問は終了いたしました。

船橋賢二君。

○17番船橋賢二君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、質問させていただきます。

初めに、危機対策についてです。

昨年末、政府の地震調査委員会は、十勝沖から択捉島沖の千島海溝で超巨大地震の発生が切迫している可能性が高いというショッキングな表現で、長期評価を示しました。

我が国は、言わずと知れた地震大国で、昭和から平成にかけて、死者が出るなどの被害があつ

たものだけでも約50回の地震が発生しているとのことであり、平均すると、2年に1度は地震被害に見舞われていることと相なります。

今回の評価が仮になかったとしても、私たちは、我が国では地震被害はどこでも起こり得る、危機事案はいつでも起こり得るという心構えを日々持ち合わせ、本道における危機対策を講じる必要があります、以下伺ってまいります。

最初に、このたび示された地震調査委員会の評価について、知事の認識を伺います。

また、道では、太平洋沿岸地域の津波浸水予測図の見直しを近々行う予定であるとのことですが、その見直しについて、スケジュールもあわせてお聞かせください。

先般の草津白根山の噴火は、最も噴火の可能性が高いとされてきた湯釜火口周辺ではなく、有史以来、噴火がなかった本白根山付近で、特段の火山活動の変化がないまま、突然発生しました。

先般、十勝岳を舞台に火山防災訓練が行われましたが、本道には、草津白根山のように、気象庁が24時間、常時観測する活火山が九つあり、このたびの噴火災害も他人ごとではありません。

草津白根山の噴火を踏まえ、道ではどのような対策を進められているのか、伺います。

一昨年夏の大雨などによる大災害ほどではなかったにしろ、昨年も、本道は、台風による水害に見舞われましたが、その際、道は、地元自治体による避難勧告等の発令や、それを受けた住民の避難行動にさまざまな課題を残したことを指摘しており、さらに、本年に入っても、2月上旬に引き続き、先週も、大型の低気圧による大雪と強風により人命を失うなど、大きな被害がもたらされました。犠牲になられた方と御家族に対し、衷心よりお悔やみを申し上げますと同時に、被災された多くの皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧を願います。

水害対策は、ハード、ソフトの両面からの取り組みが欠かせませんが、道は、新年度、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

災害時の応急対策は、初動を初め、的確な対応が求められますが、その対応が適切に実施できるか否かは、道はもちろん、地元自治体を初め、自衛隊、警察、消防、病院など各種関係機関とのしっかりとした連携が何よりも重要であります。

災害発生時においては、急性期における医療活動が重要であり、発生した多数の傷病者へは、迅速で的確な医療を最大限に提供しなければならず、そのためにも、DMATの早期派遣に加え、その拠点となる航空搬送拠点臨時医療施設、いわゆるSCUを設置し、被災地外への速やかな搬送体制の確立が求められます。そういう観点から考えると、SCUは、被災者の命をつなぐ大切な医療拠点となるのです。

平成29年4月の国の調査によると、SCUの設置場所を1カ所以上指定しているのは34府県であり、北海道においては、現時点で未指定の状況にあります。

広大な面積を有する本道では、各種の大規模な災害発生が想定されるところであり、早急にSCUの整備を進めるべきと考えますが、今後の対応について、認識を伺います。

大規模災害時における自衛隊の災害派遣活動は、負傷者の救出、救助などに大きな役割を果た

していることは言うまでもありません。

一方、自衛隊は、医療施設も整備し、医官などの医療スタッフも常時勤務されていると承知をしておりますが、これからは、こうした医療部門との連携も重要ではないかと考えます。

防衛省防災業務計画など、さまざまな障壁があると思いますが、自衛隊の医療部門との連携について、今後、前向きに検討する必要があると考えますが、見解を伺います。

道では、災害時における人員の派遣や物資輸送を念頭に、先般、応援・受援マニュアルを整備したと伺っております。こうした取り決めは重要であると思いますが、幾ら立派な協定やマニュアルを整備したところで、いざというときに使えなければ、何の意味もありません。そのためには、当然ながら、日ごろの訓練が重要となります。

道では、新年度、防災や国民保護を目的とした新たな訓練を予定されていると聞いておりますが、その具体的な内容について伺います。

昨今頻発している大雨や、局地的な豪雨、豪雪などといった自然災害はもとより、北朝鮮によるミサイルの発射など、本道を取り巻く危機管理環境は常に緊張の連続であります。

知事は、今後、自然災害や国民保護案件といった本道の危機対策について、いかに推し進めていく考えか、見解を伺います。

次に、道立病院についてです。

釧路、十勝地方で地震などの大規模な災害が発生した場合には、オホーツク第3次医療圏の中核である北見市に、被災した患者が集中することが見込まれます。

北網医療圏における災害拠点病院は北見赤十字病院ですが、北見赤十字病院は、道立北見病院と隣接し、新年度から、指定管理者制度により、道立北見病院を一体的に管理運営することは承知しております。

地震などの大規模な災害が発生した場合、新たな制度に移行する両病院での災害対応面での連携について、どのように考えているのか、見解を伺います。

道立北見病院の指定管理者制度の導入に関し、本定例会に、日本赤十字社を指定管理者とする議案が提案されており、運営が開始される新年度が目前に迫っております。

そこで、現在の準備状況はどのようになっているのか。また、制度の導入により、道立北見病院と北見赤十字病院の一体的医療提供体制の構築によって、オホーツク圏域の第3次医療を確保し、さらに安定した医療の提供を行っていくとの方針ですが、具体的にはどのような対応を進められるのか、伺います。

平成29年度から新たにスタートした北海道病院事業改革推進プランについて、昨年第4回定例会における決算認定の際の附帯意見で、「道立北見病院の指定管理者制度の導入後は、収支計画の前提が変わるため、病院事業推進委員会などの意見を聞きながら、北海道病院事業改革推進プランの見直しについて、早急に検討すべきである。」と指摘されたところであります。

先日、2月20日に開かれた保健福祉委員会では、プランの見直しについての報告が行われたものと承知しておりますが、どのような考えで見直しが行われたのか、伺います。

また、医療部門全体で、平成32年度の黒字化も含めたプランの目標の達成に向けては、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、管理者の見解と決意を伺います。

次に、ダニ媒介脳炎についてです。

ダニは、さまざまな病原体を保有していることがあり、ダニにかまれることによる感染症として、古くから、ツツガムシ病や日本紅斑熱があったものの、近年は、重症熱性血小板減少症候群——SFTS、ダニ媒介脳炎など、新たなものや、重篤化しやすいものが目立ってきている状況にあります。

道内では、ダニ媒介脳炎について、一昨年、23年ぶりとなる2例目が、さらに、昨年は、3例目と4例目が7月と8月に相次いで発生し、このうち、残念ながら2名のとうとい命が失われました。

この病気を媒介するマダニは森林や草地などに生息し、ダニ媒介脳炎ウイルスは野生動物にも感染するとのことで、報道によると、道内各地の野生化したアライグマの約1割がダニ媒介脳炎ウイルスの抗体を持っていたことが判明いたしました。

本年も、春先以降、仕事やレジャーなどにより草むらに入る機会がふえることが予測できますが、こうした、マダニにかまれることによって起こる感染症への道民の理解はまだ十分とは言えません。本格的なシーズンを迎えるに当たり、道としての新たな対策が必要ではないかと考えます。

そこで、道内におけるダニ媒介感染症にはどのようなものがあるのか、また、過去5年間の発生状況と、これまでの対策はどのようなものであったのか、伺います。

感染症予防の一つとして、予防接種がありまして、ダニ媒介脳炎については、既にワクチンが開発されており、海外では広く用いられていると承知をしておりますが、国内では医薬品として承認されていないため、ほとんど知られていないと思われま

道内においては、市立札幌病院でこのワクチンの接種が可能であると聞いておりますが、実際にはどの程度行われているのか、また、普及に向け、今後、どのように取り組まれる考えか、道の見解を伺います。

これから暖かくなるにつれて、道民の野外活動も盛んになり、仕事や山菜とりなど、草むらに分け入ってダニにかまれることが多くなり、ダニ媒介感染症に感染する危険性が高まると予想されます。

ダニ媒介脳炎を初め、ダニにかまれることによって起こる感染症から道民を守るためには、何よりも予防対策が重要であると考えますが、道として、今後、どのように取り組まれるのか、伺います。

次に、日EU・EPAなどへの対応についてです。

国は、昨年12月に、日EU・EPAとTPP11に関する経済効果分析の結果を発表しましたが、この分析の中で、農林水産物に関する影響については、農林水産省によって示された個別品目ごとの生産・流通実態等をもとに精査して積み上げた生産見込みを活用して、試算がなされま

した。

その見込みによれば、関税削減などの影響で価格が低下することを前提としつつ、体質強化対策による生産コストの低減、品質の向上、経営安定対策により、生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるとしております。

しかし、この分析結果については、今回の合意などで大きな影響が見込まれる道内の酪農家や畜産農家などから多くの不安の声が聞かされます。

道は、国の試算結果を踏まえた形で、道内への影響の試算を明らかにしたものの、乳製品や牛肉、豚肉、木材製品を初め、多くの道産の農林水産物は、協定の発効による関税の削減、撤廃などによって、輸入品との激しい競合が懸念されるところであります。

我が国の食料供給を担う北海道が、今後ともその役割を果たしていくためには、本道の農林漁業者の皆さんが、これからも経営に意欲を持って取り組んでいけるようにしていくことが重要であります。このためにも、道として、実効性のある関連対策を着実に実施していくことが求められます。

そこで、このたびの試算では、本道の農林水産物の生産減少額が、T P P 11では最大で約495億円、日 E U ・ E P A では最大で約329億円と試算され、特に、乳製品や牛肉、構造用集成材などの品目で生産額の大きな減少が見込まれており、道内の生産者らは、さまざまな不安や疑念と懸念を抱いております。

道として、こうした影響をどのように受けとめているのか、伺います。

我が国の食料の安定供給を担い、また、地域経済を支えている本道の農林水産業が、いかなる国際環境のもとでも持続的に発展するよう、必要かつ実効性のあるしっかりとした対策を講じていくことが何よりも重要であると考えます。

道として、具体的にどのような対策を進めていく考えなのか、最後にお伺いし、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）船橋議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、危機対策に関し、まず、太平洋沿岸地域の地震・津波対策についてであります。先般、地震調査委員会から公表された長期評価においては、超巨大地震の発生が切迫している可能性が高いことに加えて、これまでも、千島海溝沿いでは地震活動が活発で、十勝沖や根室沖において繰り返し大地震が発生してきた状況が明らかとなったことから、市町村など関係機関とともに地震・津波対策を着実に進めていく必要を改めて認識したところであります。

今後、国において改定する予定の地震防災戦略の検討に際し、新たな知見を踏まえた津波断層モデルが示されることから、道といたしましては、それを受けて、速やかに、防災会議に有識者によるワーキングを設置し、太平洋沿岸地域における新たな津波浸水想定の設定に着手することとしているところであります。

また、全海域の津波浸水想定の設定に引き続き、全道の被害想定を算定するとともに、今後の

国の支援策なども総合的に勘案しながら、適切な減災目標を策定してまいる考えであります。

次に、火山防災対策についてであります。火山が噴火した際には、広範囲にわたり甚大な被害が生ずる可能性がありますことから、あらかじめ、避難計画などの警戒避難体制を整備しておくことが重要であります。

このため、気象台が24時間体制で監視している北海道内の九つの常時観測火山において、道や地元自治体を初め、有識者など、多様な構成員から成る火山防災協議会を設置し、警戒避難体制について、検討協議を進めているところであります。

道といたしましては、このたびの草津白根山における噴火を踏まえ、避難計画などの協議が調っていない四つの協議会については、協議が早期に調うよう、現在、関係機関と連携協力し、検討を進めているところであり、あわせて、避難行動の実効性を確保するための訓練を重ねるなどし、本道における火山災害に対する警戒避難体制の強化に努めてまいります。

次に、今後の危機対策についてであります。本道においては、近年、大雨などの自然災害のほか、北朝鮮のミサイル発射といった国民保護事案など、まさかと思える事態が相次いで発生しているところであります。

私といたしましては、こうした危機事案に際し、道民の皆様方の生命や財産を守り、安全、安心を確保していくことが何にも増して重要であると考え、行政による対応を充実させていくことはもとより、住民一人一人が自分の身を守る意識を高めていく取り組みを進めていく必要があると認識いたします。

このため、道といたしましては、今後も、市町村における防災訓練や住民向け研修を積極的にサポートしていくとともに、市町村を初め、自衛隊、道警察などの関係機関と連携し、広域災害に備えた防災総合訓練や、武力攻撃事態等を想定した国民保護訓練に取り組むことなどにより、本道における危機対応能力のさらなる向上に努めてまいる考えであります。

次に、ダニ媒介脳炎に関する今後の対策についてであります。北大が行った野生動物の調査では、ダニ媒介脳炎ウイルスの抗体が陽性であった動物が道内各地で確認されており、ウイルスを保有するマダニが道内に広く生息している可能性があるものと考えております。

本道では、雪解けの後、多くの方々が山菜とりなどで山や草むらに入られますが、ダニ媒介感染症は、近年、死亡事例も発生しておりますことなどから、一層の注意が必要な状況にあります。

感染を防止するためには、まずはマダニにかまれないことが重要であり、かまれた場合にも、なるべく早期に医療機関で適切にマダニを取り除くことが有効なことから、国や関係機関と連携しながら、こうした予防方法等の普及啓発に努めてまいります。

次に、日EU・EPA等に関し、まず、影響に対する受けとめについてであります。このたびの試算においては、乳製品や牛肉、木材製品などの品目で生産額の減少が見込まれ、本道の基幹産業である農林水産業への影響が懸念されますが、私といたしましては、いかなる国際環境下にあっても、農林漁業者の皆様が将来にわたって意欲を持って経営に取り組み、本道の1次産業

が再生産が可能となるよう、万全の対策を講じていくことが何よりも重要と認識いたします。

このため、地域の実情や意向を十分に踏まえながら、体質強化対策や経営安定対策など、各般の施策を積極的かつ効果的に推進し、我が国の食料の安定供給を担う本道の農林水産業をしっかりと守り、持続的に発展していくよう取り組んでまいりる考えであります。

最後に、今後の対応についてであります。本道の農林水産業が、安全、安心で良質な農林水産物の安定供給や、地域の基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、生産コストの低減など、収益力の向上によって所得確保に努めるとともに、国内外への販路拡大などによる生産額の向上を図り、農林水産業の再生産を確保することが不可欠と認識いたします。

このため、国のTPP等関連対策も活用しながら、搾乳ロボットや高性能農業機械の導入、木材の生産から加工流通に至る一体的な整備など、生産性の向上を図るとともに、工房チーズのブランド化や道産CLTの普及促進などにより、付加価値を高めるほか、道産食品などの国内外でのプロモーションの強化、EU市場のニーズを踏まえたホタテや日本酒の販路拡大を進めるなど、農林水産業の競争力の強化に向け、全力で取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）危機対策に関し、まず、水害対策についてであります。一昨年の本道における大雨災害を初め、近年、全国各地で大規模な水害が発生している状況にありますことから、道では、国、市町村を初め、関係機関と連携し、河川改修やハザードマップの策定など、ハード、ソフトの両面で、防災、減災に取り組んできているところであります。

新年度におきましては、道管理河川に危機管理型水位計を設置するほか、引き続き、河道掘削、堤防整備に取り組みますとともに、気象や河川等の情報を共有し、避難情報を的確に発令できますよう、国、道、市町村などで構成いたします危機管理会議を地域単位で開催することとしております。

また、住民の方々への意識啓発や関係機関相互の連携を強化するため、広域の水害を想定した大規模な訓練を実施いたしますとともに、市町村が行う訓練への支援などの取り組みを進め、災害に強い北海道づくりに、より一層取り組んでまいります。

次に、自衛隊との連携についてでございますが、都道府県知事は、災害時におきまして、法に基づき、自衛隊に対して災害派遣を要請できることとなっておりますが、東日本大震災の教訓などから、日ごろより自衛隊との連携を強化することが重要と認識しております。

このため、道では、平成24年に、陸上自衛隊北部方面総監部と、大規模災害時における連携に係る協定を締結し、平素からの情報の共有や連絡体制の構築とともに、各種訓練の実施や、災害時における初動対応など、連携すべき具体的な事項につきまして取り組んでいるところであります。

こうした中、昨年10月に実施いたしました、札幌直下型地震を想定した防災総合訓練におきま

して、自衛隊札幌病院にも参画をいただき、災害医療派遣チームの受け入れや傷病者への対応などの役割を担っていただいたところであり、今後とも、医療部門を含め、実践を想定した訓練を繰り返し実施するなどし、自衛隊との一層の連携強化に努めてまいります。

最後に、新年度における訓練についてでございますが、危機事案に対して迅速かつ的確に対応していくためには、日ごろから訓練を繰り返し実施し、関係機関相互の連携協力体制を確立するとともに、実践的な応急対応能力を高めておくことが重要であります。

こうしたことから、道におきましては、これまで、関係機関とともに、さまざまな想定のもと、訓練を重ねてきているところであり、新年度におきましては、先般策定をいたしました災害時の応援・受援マニュアルや国民保護計画など、あらかじめ定めている危機対応手順に基づいて、広域の水害を想定した防災訓練に取り組みますほか、ラグビーワールドカップなどの開催を見据え、大規模テロや武力攻撃等を想定した国民保護訓練の実施について、国などの関係機関と具体的な検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇） まず、危機対策に関し、航空搬送拠点臨時医療施設についてでございますが、大規模災害の発生時において、自衛隊等の航空機による被災地外への傷病者の広域搬送の際、傷病者の状態の把握や搬送先の選定などを行う航空搬送拠点臨時医療施設、いわゆるSCUを設置するため、航空搬送拠点を指定しておくことは、災害時における迅速かつ適切な医療を提供する観点から重要でございます。

道といたしましては、広域分散で、医療資源が偏在する本道の地域特性などを十分に踏まえた検討が必要と考えており、今後、災害医療に精通した有識者等で構成する北海道DMAT連絡協議会などで、SCUの設置場所や必要な医療資機材の配備などについて御意見を伺うとともに、基幹災害拠点病院であります札幌医大附属病院とも連携しながら、航空搬送拠点の検討を進めてまいります。

次に、ダニ媒介感染症の発生状況についてでございますが、道内では、平成25年から29年までの5年間に、ライム病が32件、回帰熱が16件、ダニ媒介脳炎が3件発生しております。

ダニ媒介感染症は予防対策が大変重要でありますことから、道では、これまでも、ホームページや報道機関への情報提供などを通じて、予防方法、ダニにかまれた場合の処置等について普及啓発を行うとともに、ダニ媒介脳炎患者等の発生状況を周知し、注意喚起を行っておりまして、特に、ダニ媒介脳炎につきましては、重症化しやすいことなどから、昨年6月、道立衛生研究所に、診断に必要な検査を行う体制を整備したところでございます。

最後に、ダニ媒介脳炎ワクチンについてでございますが、ダニ媒介脳炎ワクチンは、国内においては医薬品として承認されていないため、接種が必要な場合は、医師の判断により、ワクチンを海外から輸入して行うこととなるものでございます。

道内では、市立札幌病院において、昨年4月から、臨床研究の一環として、ワクチンの接種が

行われておりまして、これまで12人に接種されていると承知をいたしております。

道といたしましては、道内外のダニ媒介脳炎患者の発生状況や、市立札幌病院における臨床研究の状況等を注視し、国、関係機関等と情報共有を図りながら、ダニ媒介感染症の予防のための取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 病院事業管理者鈴木信寛君。

○病院事業管理者鈴木信寛君（登壇）船橋議員の御質問にお答えをいたします。

道立病院に関し、北海道病院事業改革推進プランについてであります。このたびのプランの見直しは、指定管理者制度の導入に伴い、道立北見病院を取り巻く経営環境が変化することを踏まえ、外部の有識者から成る病院事業推進委員会の御意見も伺いながら、制度導入後の北見病院にかかわる部分についてのみ、収益と費用の置きかえを行ったものであり、プランの最終年度である平成32年度に黒字化を達成するという目標に変更は生じない見込みとなったところであります。

今後は、私や各病院長などで構成する経営推進会議において、患者、家族の皆さんに日々接している病院職員の声も踏まえ、新年度の取り組み方針を取りまとめることとしており、取り組み内容についての不断の検証と見直しを行いながら、道立病院局の総力を挙げて、地域の皆様から信頼される、魅力ある道立病院づくりに取り組んでまいります。

なお、北見病院にかかわる御質問につきましては、部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 道立病院部長田中宏之君。

○道立病院部長田中宏之君（登壇）道立病院に関し、まず、道立北見病院などの災害対応についてであります。道立北見病院に隣接する北見赤十字病院は、北網第2次医療圏における地域災害拠点病院として、災害発生時においては、救護班やDMATの派遣のほか、被災患者の収容、医薬品、医療材料の貸し出しなどの役割を担っており、また、道立北見病院は、北海道地域防災計画において、災害時の医療救護や、医療資機材の確保、供給などの役割を担っているところであります。

先般、道立北見病院への指定管理者制度の導入に当たり、運営主体となる北見赤十字病院へ提示した要求水準書において、災害時医療の体制確保について求めているところでありますが、災害時医療体制の一層の充実強化に向けて、両病院の連携の効果が最大限発揮されますよう、今後、さらに協議を進めてまいります。

次に、道立北見病院への指定管理者制度の導入に向けた準備状況などについてであります。制度導入に当たって、道立北見病院において必要となる医師や看護師など人材の確保にめどが立ったほか、指定管理業務の範囲、費用の負担など、運営管理に関する協定の具体的な内容について、現在、日本赤十字社と最終的な調整を行っているところであり、指定管理者について議決をいただいた後、速やかに協定を締結する考えであります。

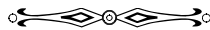
制度導入後は、両病院の一体的な運営により、医療従事者が常に連携を図りながら、これまで地域で実施できなかった治療が行えるようになるなど、地域完結型医療の実現に近づくものと考えており、今後も、設置者である道と、運営主体である北見赤十字病院との協議を継続させながら、道立北見病院の機能を充実させ、オホーツク圏域における高度・専門医療の提供体制の安定的な確保を図ってまいる考えであります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 船橋賢二君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩



午後2時55分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

中川浩利君。

○21番中川浩利君（登壇・拍手）（発言する者あり）民進党・道民連合の中川であります。

通告に従い、順次質問をまいります。

初めに、災害と観光に関して、火山噴火による被害の防止について伺います。

先ほど船橋議員からも話ございましたとおり、本年1月、群馬県の草津白根山で噴火災害があり、11名の死傷者が発生をいたしました。

この災害では、スキー場のすぐ近くで突然噴火が起きたため、多くのスキーヤーが巻き込まれるなど、大勢の登山者が被災した4年前の御嶽山の噴火と状況がよく似ており、登山者や、火口近くにある観光施設での避難対策が改めて問われることとなっております。

道内にも、火山災害警戒地域に指定された九つの常時観測火山がありますが、道における火山防災対策の取り組み状況について伺います。

また、道内の23の関係市町村では、噴火の被害が及ぶおそれがあるエリア内の集客施設等を避難促進施設として市町村地域防災計画に定め、施設の所有者等は、周辺にいる登山者や観光客などを一時的に受け入れたり、避難者と宿泊客などをさらに安全な場所に2次避難させるための避難確保計画をつくり、訓練を行うことが義務づけられています。

しかし、草津の場合もそうでしたが、避難促進施設への指定と避難確保計画づくりがなかなか進んでいないとの話も聞くところであり、その課題をどう認識し、どのように対応しようとするのか、伺います。

草津国際スキー場では、噴火当日、現場に取り残された客の約80人のうち、4分の1が台湾や英国からの外国人観光客でありました。幸い、観光客に関しては全員が救助されましたが、外国人向けの情報伝達の備えがなかったなど、訪日外国人向けの避難対策の必要性が浮き彫りとなりました。

道は、観光産業を本道経済の牽引役とすべく、外国人観光客500万人の実現を標榜しておりますが、裏を返しますと、本道経済の観光産業への依存度が高まりつつある中で、いかに、災害等を主要因とする観光客の被害を防ぎ、派生する風評被害をも低減させ得るか、真剣に考えなければなりません。

そこで、本道における災害への備えとして地域防災計画が策定されていますが、計画は、名称にあるとおり、地域の住民、道民を守ることに主眼が置かれ、地域を来訪している観光客を守る観点が不足しているように感じられます。

観光客が災害から守られるよう、計画の中でしっかりと位置づけられているのか、知事の見解を伺います。

先般、食と観光対策特別委員会で視察に伺った沖縄県では、県全体で観光危機管理に取り組んでいくとしております。

観光危機とは、台風などの自然災害、航空機・船舶事故、大規模停電、テロなどの人的災害、あるいは、大規模中毒感染症などの健康危機などにより、観光客、観光産業に大きな影響や被害をもたらすことをあらわしており、この観光危機を事前に想定し、被害を最小限に抑える対策と対応を皆で計画的に行うことが観光危機管理であるとしています。

道においては、観光客を守る観点での取り組みは進みつつあるものの、例えば、災害直後から産業復興に動く特徴を持つ観光危機管理については、手つかずなのではないでしょうか。

北海道においても、他県に倣うなどして、観光におけるさまざまな危機を想定し、被害を最小限にするための仮称・北海道観光危機管理計画などを策定し、安心、安全で快適な観光地づくりに向けて備えるべきだと考えますが、いかがでしょうか、見解を伺います。

次に、住宅の耐震化について伺います。

平成28年4月に発生をした熊本地震では、震度7の地震が2回起きたことにより、全壊が8700棟、半壊が3万5000棟という甚大な住宅被害が発生をしております。

熊本地震による木造建築物の被害分析によりますと、昭和56年以前の旧耐震基準による倒壊率は、それ以降の倒壊率と比較して顕著に高いとのデータが示されており、古い建築物の耐震化が重要と考えます。

一方、国土交通省の調査によりますと、昨年4月現在で、地方公共団体における、住宅の耐震診断と耐震改修に対する補助制度の整備率が、全国平均はいずれも80%を超えるものの、道内では26%と60%にとどまっており、耐震化のおくれが危惧をされています。

熊本地震や阪神・淡路大震災などのいわゆる内陸直下型地震は、いつ、どこで発生するか、わかりません。

また、本年6月を境として、住宅宿泊事業、いわゆる民泊も活発化していくことが想定され、現に地域に居住する方だけでなく、観光に来られた皆さんにも安全な環境を提供する観点から、それに備えた耐震化を進めていくことが必要と考えますが、道としてどのように取り組んでいく考えか、伺います。

平昌パラリンピックの開催まで、残り数日となりました。特に、近年は、パラリンピックの認知度も高まり、障がいのあるアスリートの活躍が多くの人々の知るところとなっております。

一方で、2016年3月のスポーツ庁委託調査の、地域における障害者スポーツ普及促進事業の報告書によりますと、障がいのある方の半数が、スポーツ・レクリエーションに関心がないと回答しております。

これは、スポーツが嫌いというよりは、体力面等を考慮して諦めていることも考えられますが、スポーツが有するアミューズメント的な性質、他者とのかかわりに伴う社会性、多様でダイナミックな身体運動、これらは、いまだ科学的検証こそおこなわれていますが、障がいがある人の健康やQOLにとって、処方されて行う運動以上の効能を有する可能性があるとも言われております。

こうした中、身体的な障がいがあっても、スポーツに人を合わせるのではなく、スポーツを人に合わせるとの発想のもと、ルールや道具など、環境を修正したり、新たに競技を創造することで、各人に、アダプテッド——これは、適合させるという意味でございますが、適合させたアダプテッドスポーツがその役割を果たしていけると考えております。

私の地元である岩見沢市は、アダプテッドスポーツが全道の中でも盛んであり、先月は、高橋知事にも、その名もずばり、アダプテッド・スポーツ研究室を擁する北海道教育大学岩見沢校を訪問していただきました。

講師や学生と懇談をされた際、知事からは、スポーツの広がりや時代の流れである旨のお話がありましたが、そうした点も踏まえ、アダプテッドスポーツの意義や役割をどのように評価されているのか、伺います。

アダプテッドスポーツの対象は、障がいを有する人だけではなく、高齢者や妊婦、子どもなど、スポーツの実施に際し、道具やルール、あるいは実施方法などに何らかの配慮が必要な人たちの全てであります。

例えば、単純に、75歳以上の後期高齢者が道内で80万人近くいる現状だけを見ても、アダプテッドスポーツの対象者がいかに多いかは想像にかたくないわけですが、残念ながら、本道において、アダプテッドスポーツの認知度はまだまだ低く、実践の場や指導者は十分に確保できていないのではないのでしょうか。

現状について伺うとともに、そうした現状を踏まえ、道民の健康寿命の増進に資するとも考えられるアダプテッドスポーツの普及に積極的に取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか、見解を伺います。

本年1月、札幌市の、生活困窮者支援を目的とした共同住宅で激しい火災が発生し、11人のとうとい命が失われました。

こういった火災や被害を防ぐために、今後、どうしていくかという検証は当然なされていると思いますが、それに加え、被害に遭われた皆さんが、なぜ、あの場所を必要とし、身を寄せ合って暮らしていたのか、行政の皆さんにはもう一段深く考えていただきたいと思います。

住まいを得ることは、人が生活していく上で極めて重要であります。

しかし、冬の北海道は別として、路上生活者が公園やガード下などで寝泊まりをし、あるいは、家賃を支払わずにネットカフェで寝起きをする方もいます。

東京都が1月に公表した調査結果では、住居がなく、ネットカフェなどに泊まる人は都内で約4000人にも上るということで、私も驚きましたが、改めて考えるに、この国では、住まいを得ることは実はなかなかハードルが高いのではないのでしょうか。

ごく普通の生活をしている皆さんにとっても、例えば、賃借を申し込むに当たり、保証人であったり、敷金、礼金、契約金など、さまざまな金銭的な保障、さらには、審査と称して職業などを明示する必要もあります。

その結果として、保証人を立てることができにくい単身で身寄りのない方や、特に高齢者の方、もちろん失業中の方なども、新たに賃借を申し込むのはなかなか難しいのが現状です。

道営住宅では、こうした点に配慮いただき、資格要件を設け、住居を提供しているそうですが、今回のような、生活に困窮している方が利用する共同住宅の火災を見るにつけ、果たして、住居を必要とされている方々のニーズに供給が追いついているのか、気になるところであります。

そこで、生活に困窮し、住居を必要としている方々の調査や住居の提供が十分になされているのか、伺います。

生活に困窮する方々の中には、高齢者を初め、矯正施設から社会に戻られた方、離職された方など、さまざまな背景により、居住の場を含め、安定した生活の確保が難しい状況にある方も多いという話も聞いております。

そうした方々の一部には、今回のような民間の支援団体による共同住宅の提供など、サポートがなされているという実態があるわけですが、道営住宅などの公営住宅を活用し、住宅の確保を後押しするようなことがあってもよいと考えています。

加えて、高齢化のさらなる進行により、福祉的な支援を必要とするケースが増加すると見込まれることも踏まえたならば、生活困窮者の住宅を確保し、地域での暮らしを支えていくことは今後ますます重要になると考えますが、道としてどのように対応するのか、見解を伺います。

次に、道外への人材流出に対する対応について伺います。

道内の工学系学校を卒業した学生の道外への流出が続いております。

室蘭工業大学における道内への就職率は約40%で、北大工学部に至っては10%程度との調査結果もあり、また、かつては道内中小企業に技術系の職員を供給してきた高等専門学校についても、就職せずに大学等へ進学をする方、あるいは首都圏や他府県で就職する方など、道外への人材流出を許しているとのデータもあります。

道内では、官民を問わず、採用計画に見合った人員の確保が難しくなっており、こうした中で、道内で養成した、次の世代を支える頭脳が次々と道外へ流出している状況は看過できない問題ではないかと考えますが、知事の見解及び今後の対策を伺います。

まず考えられるのは、道内企業の待遇の問題であります。

首都圏や他府県と働く環境がどれほど違うのかをしっかりと認識しなければなりません。道内経済の状況が厳しいとの話も聞きますが、それを理由としているうちは、厳しい状況から脱するどころか、ますますじり貧になることは必定であります。

道内全体で、これ以上の人材流出は放置できない状況であるとすれば、まずは、道内企業の待遇の改善を、知事も経済界の皆さんにしっかりと呼びかけていただき、少なくとも、道内でリーダーと目される企業においては、首都圏に劣後しない環境を担保していただく必要があるのではないのでしょうか。

また、道は、平成27年決算特別委員会において、道内企業に就職した学生の奨学金返還の減免を支援する制度の導入について今後検討していく旨、答弁をされていますが、その検討はどうなっているのでしょうか。

ぜひ、制度の導入を前提に、具体的な検討を進めていただきたいですし、その際は、大学生ばかりではなく、高等専門学校生への適用も必要と考えますが、道の見解を伺います。

次に、稲作・畑作経営への支援について伺います。

いよいよ、ことし、日本の米づくりは大きな転換点を迎えます。

昨年の出来秋は、米などの主要な作物において豊作基調であり、また、価格もそこそこ上向いたこともあって、農業者の皆さんが報われる結果になったことと思います。

しかし、そのような中であっても、稲作農家の皆さんの営農への不安は解消されているとは言いがたいと思っております。

残念ながら、多くの農業者が継続を求めた米の直接支払い交付金が廃止され、生産数量目標の配分についても終了し、国による需給見通しなどの情報提供はあるものの、基本的には、農業者が好きなだけ米を生産することができる世の中となりました。

確かに、昨年、一昨年と、飼料用米等の作付面積の伸びが鈍化しており、主食用米、飼料用米などのそれぞれの本作化や、いわば座る位置が決まってきたようであり、需給関係も比較的締まった状況になったことから、米価も堅調に推移したと考えられるのでしょうか。

しかし、どうしても懸念されるのは、今後もその状況が続くのかということであります。

その理由の一つは、これはいいことではありますが、これまで数年間、米価が堅調に推移した結果、再度、主食用米に取り組む生産地が拡大するのではないかということ、もう一つは、こうした中で、国が、米を自由につくりたいだけつくれるというメッセージを出し過ぎたのではないかと考えるからであります。

これまで生産数量目標に対する取り組みに消極的であった大消費地に近い産地が増産に動くことになれば、逆に生産数量目標をしっかりと守ってきた本道では、結果としてあおりを食う、このことを心配しています。

直近の農水省による2018年産作付動向では、現状、目立った増産の動きは起きていないとしていますが、実際の作付までにまだ時間があり、また、改革初年度で様子見をしているところが多

いとの分析もあります。

こういったことは、今後も注視する必要がありますが、何より、不安な先行きであっても、農家経営において再生産が可能ならしめる支援策を確立していくことが急務であると考えます。

その点について、昨年の3定における私の質問に対し、知事は、必要な対策を国に強く求め、本道の稲作経営の所得の確保に取り組むと答弁されましたが、北海道が国に行った提案はどの程度実現していると理解すればよいのでしょうか。本年の米政策変更のスタートに際し、知事の見解を伺います。

次に、CPTPP、いわゆるTPP11及び日欧EPAなどの国際交渉に関して、代表質問でもさまざまな議論がありましたが、ここでは、本道畑作の輪作体系への影響について伺いたいと思います。

御承知のとおり、でん粉原料用バレイショは、本道畑作の輪作体系の中で重要な位置を占めているところであります。EUからのでん粉輸入の増加となれば、でん粉などは内外で品質の差別化が難しく、どうしても埋められない価格差により、輸入急増による国産の置きかえなど、影響が必至であるようにも思います。

これまで農家の方々が確立してきた輪作体系が崩壊するのではと心配する声が強々ありますが、畑作を永続的にやり、さらに、畑作の生産力を最大限発揮させるための輪作体系を維持していくために、道としても、国にしっかりと対策を求めるとともに、支援を検討すべきであると考えますが、見解を伺います。

次に、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」について伺います。

プラン案によりますと、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにするとの目標ですが、週に60時間とした根拠は何でしょうか。

政府の働き方改革実行計画では、時間外労働は、原則として、月に45時間、年に360時間としており、なお特別な事情がある場合には年に720時間が許容され、単月当たりの上限は100時間未満との特例もつけ加えられていますが、道のプランでは、過労死ラインとされる月に80時間以上の残業を許容しており、政府の示す原則はもちろんのこと、特別な事情がある場合にのみ認められる時間をもオーバーし、問題ではないでしょうか、教育長の見解を伺います。

次ですが、部活動休養日にかかわり、道のプランでは、週に1日以上とされておりますが、スポーツ庁の検討会議が示したガイドライン案によれば、スポーツ医科学の観点などを踏まえて、学期中については、週に2日以上設けることが示されているところであります。

スポーツ庁が示したガイドラインを北海道としても遵守すべきであると思いますが、そうならないことへの見解を伺います。

最後の質問となりますが、教職員につきましては、学校でどうしても終わり切らない業務がある中で、家庭への持ち帰りの業務があると伺っております。

その実態をどのように把握し、教職員の持ち帰り残業にかかわって、今後示される「北海道アクション・プラン」にどのように生かしていこうと考えているのか、教育長の考えを伺い、再質

問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）中川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、火山対策の取り組み状況についてであります。道では、本道の九つの常時観測火山の全てについて、地元自治体や有識者などで構成する火山防災協議会を設置し、国の指針に基づき、火山ハザードマップや避難計画などに沿った警戒避難体制が構築できるよう、協議を進めてきているところであります。

こうした中、現時点で、十勝岳や雌阿寒岳など五つの協議会においては協議が調っており、残る四つの協議会についても、引き続き、避難計画などの協議を進めているところであります。

道といたしましては、全ての協議会において早期に協議が調うよう、関係機関と連携協力しながら、さらに検討を進めるとともに、噴火が発生した際に迅速かつ適切な避難体制をとることができるよう、各種訓練を重ねるなどし、火山防災体制の充実強化に努めてまいります。

次に、アダプテッドスポーツについてであります。誰もが健康で充実した生活を営むためには、それぞれの体力や年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、スポーツに親しむことができる環境整備が求められていると認識をいたします。

また、我が国が超高齢化社会を迎える中、医療や介護の需要の増大などへの対応が大きな課題となっており、スポーツが担う役割はますます重要となってきていると感じております。

こうした中、私も、先日、岩見沢にございます北海道教育大学岩見沢校を訪問し、障がい者や高齢者、子ども、女性など、誰もが参加することができるアダプテッドスポーツの考え方や取り組みについて伺ったところであり、その意義、役割は、健康長寿社会や共生社会の実現に向けて、大変大きいものと認識をいたします。

次に、生活に困窮されている方々への支援についてであります。道では、14振興局に自立相談支援窓口を設置し、働きたくても働けない、住むところがないなど、仕事や生活の困り事、不安などの相談を広く受け付け、専門の支援員が自立に向けたサポートを行っているところであります。

そうした相談に当たって、住宅に関しては、共同住宅のほか、公営住宅、有料老人ホーム等の社会福祉施設など、その方の状況に応じた住宅が確保できるよう支援に努めているところであります。

道といたしましては、このたびの痛ましい火災の発生を踏まえ、福祉や建築等の関係部局が連携を密にし、相談者一人一人の状況に適した住まいの情報の提供など、よりきめ細やかな対応に努め、生活に困窮されている方々が地域で安心して生活できるよう支援をしてまいる考えであります。

次に、若者の道内への定着についてであります。道の調査によりますと、道内の理工系大学の卒業者の半数以上が道外で就職しており、要因としては、首都圏等の求人が増加していることに加え、道内に、希望する業種や職種の就職先が見出せないこと、雇用条件が希望に合わないこ

となどが考えられるところであります。

私といたしましては、力強い本道経済の構築に向けて、経済活動を支える人材の確保は重要な課題と認識しており、若者が意欲を持ってその能力を十分発揮できる、良質で安定的な雇用の場づくりや、地域の仕事、企業を知ってもらうための「じもと×しごと発見フェア」の開催など、地域の学校、企業、行政、報道機関など関係者が一体となって、若者の道内定着の推進にしっかりと取り組んでまいる考えであります。

最後に、稲作農家への収入支援策についてであります。道では、これまで、米の価格や経営の安定に向け、水田活用の直接支払い交付金の充実、全国的な需給調整の仕組みの構築など、必要な施策を国に提案してきたところであります。

その結果、水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施に必要な予算が確保されるとともに、新たに、需給調整を支援する全国農業再生推進機構が設置されるなど、米政策の見直しに対応した施策や体制の充実が図られてきたところであります。

道といたしましては、こうした国の支援策を積極的に活用しながら、関係機関・団体と一体となって、平成30年産の生産の目安に即した、需要に応じた米生産に向けた取り組みを進めるほか、低コストで省力的な生産技術の導入や新たな品種の開発、水田の大区画化などを総合的に推進し、本道稲作の持続的発展と経営の安定に努めてまいる考えであります。

なお、その他の御質問に関しましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）まず、火山噴火による被害の防止に関し、避難促進施設の選定などについてであります。御嶽山の噴火災害の教訓を踏まえ、平成27年に改正された活火山法では、噴火時において、住民や登山者などに確実に情報が伝達され、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、市町村は、宿泊施設やロープウエーの停留所などのほか、学校、病院などを避難促進施設として地域防災計画に定めるとともに、避難促進施設の所有者等は、施設利用者の避難確保計画の作成や、避難訓練などを行うこととされたところであります。

避難促進施設の選定に当たりましては、市町村と施設の所有者など関係者間における十分な調整が必要となりますことから、市町村の地域防災計画への位置づけには時間を要するという課題はございますが、道といたしましては、法の趣旨を踏まえ、早期に、住民の方々や登山者の安全、安心が確保されますよう、各地域の火山防災協議会と連携をし、施設の選定や避難確保計画の策定に向け、取り組みを進めてまいります。

次に、地域防災計画における外国人観光客の位置づけについてであります。本道への外国人観光客は年々増加している状況にございますが、こうした方々に対しましては、言語や生活習慣などが異なるといった点を十分考慮し、災害発生時において、情報などを正確に伝達していくことが極めて重要と認識しております。

このため、道の地域防災計画におきましては、これまで、国の防災基本計画の修正なども踏ま

えながら、住民の皆様方や、道外から本道を訪れる方々への対応はもとより、外国からのお客様に対し、迅速かつ的確な行動がとれるよう、外国語による広報の充実や表示板の多言語化などの環境整備に努めますとともに、防災訓練の実施などにより、円滑な避難誘導體制の構築に努めることとしております。

道といたしましては、外国人を含め、観光客の方々に安心して本道に滞在いただけるよう、こうした取り組みを、市町村を初め、関係機関との連携のもと、着実に推進し、防災体制の充実強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部観光振興監木本晃君。

○経済部観光振興監木本晃君（登壇）観光危機管理に関しまして、観光客の安全の確保などについてでございますが、道では、観光振興機構と連携し、自然災害や事故の発生に際しまして観光客の方々の安全を確保するため、観光事業者向けに、災害時の対応などを網羅した観光防災マニュアルや、外国人観光客への初動時対応マニュアルなどを作成し、ホームページなどで広く周知いたしますとともに、防災意識の向上を図るためのセミナーを開催してきたところでございます。

また、災害等の発生に際しまして、被害の状況を迅速に把握し、より適切な対応を行っていくため、業界団体と連携して、キャンセルなどの状況を調査することとし、観光振興機構におきましては、宿泊事業団体と協調しまして、昨年3月に災害復興支援積立金を設け、被害を受けた地域に、必要な支援を機動的に行うこととしていただいております。

道といたしましては、こうした自然災害などに加え、大規模な交通障害や感染症などへの対応が重要であると考えますことから、速やかに、他府県の事例について幅広く調査するなど、より安心、安全で快適な観光地づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部建築企画監須田敏則君。

○建設部建築企画監須田敏則君（登壇）災害と観光に関し、住宅の耐震化についてでございますが、住宅の耐震化は、道民の皆様方の安全で安心な生活を確保する上で大変重要でありますことから、道では、これまで、各振興局において、戸建て住宅の簡易な耐震診断を無料で実施するほか、市町村と協調して、住宅所有者の耐震改修費用を補助するなど、住宅の耐震化の促進に取り組んでまいっております。

また、一昨年の熊本地震などにより、耐震化の重要性が再認識されましたことから、その促進強化を図るため、今年度からは、専門家による耐震診断の費用を補助対象にするとともに、耐震改修費用に対する補助額を拡大するなど、一層の負担軽減を図るよう、支援制度の拡充を行ったところでございます。

道といたしましては、より多くの市町村において耐震化に係る補助制度が整備されるよう、働きかけを行うとともに、住民の方々を対象としたセミナーを開催するなど、観光利用も含めた住

宅の耐震化の促進に積極的に取り組んでまいりる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）アダプテッドスポーツの現状と普及についてであります、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を機に、スポーツの力がこれまで以上に高く評価される中、幅広い層の方々が、スポーツを通じて社会に参加し、支え合う社会を築くことが重要と考えております。

道では、今年度、障がい者スポーツの所管を環境生活部に一元化し、障がい者スポーツへの理解の促進に向け、商業施設で実施したパラアスリートの発掘事業におきまして、障がいのある方もない方も一緒に参加いただくスポーツ体験会を行うとともに、地域のアダプテッドスポーツイベントを支援してきたところであります。

今後、競技団体はもとより、教育や福祉の関係団体などとも連携しながら、誰もが楽しめるよう、ルールや用具を工夫するなど、アダプテッドスポーツの視点に立った取り組みが広がるよう、国や民間企業との協働による体験イベントや啓発活動を行うなどして、誰もが、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、それぞれの可能性を伸ばせる地域づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）生活に困窮されている方々への居住支援についてでございますが、道では、生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮されている方などへの支援に取り組んでおりまして、住居を必要とする方に対しましては、一定期間、旅館を借り上げるなどして、宿泊場所を提供した上で、一人一人の状況をお聞きし、できるだけ希望に沿った住宅を確保できるよう支援を行いますほか、離職等により住居を失うおそれがある方などに対しましても、住居確保給付金を支給し、安定した住まいの確保を図っております。

また、生活保護を受給されている方につきましては、ケースワーカーが定期的に訪問し、生活の状況や居住環境等の確認を行うなどいたしまして、適切な生活環境の確保が図られるよう支援をしているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）若者の道内への定着についてであります、道では、企業における就業環境の改善などにより、良質で安定的な雇用の場づくりを進めるとともに、高校生のうちから地元企業への理解を深めるための合同企業説明会や、道外に進学した若者のUターン就職に向け、首都圏などの大学生に向けた説明会を行うなど、若者の道内への就業や定着の促進に取り組んできているところでございます。

また、奨学金の返還支援制度につきましては、現在、国において、給付型奨学金制度の拡充や高等教育の無償化などについて検討されているところであり、多様な産業を有し、広域な本道に

において、一律の制度を導入することには課題もあることから、引き続き、国や他県の動向を踏まえるとともに、若者の地元定着に向けて、各般の施策を推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）畑作農業の振興についてでございますが、大規模で生産性が高い本道の畑作農業は、安全で良質な食料の供給や地域の経済を支える重要な役割を果たしておりますが、安定生産の基本となるのは、適正な輪作体系の維持であると認識しております。

このため、道では、国際農業交渉が進展する中、競争力のある畑作農業の確立に向け、農業団体とも連携しながら、国に対し、輪作体系の維持確立に向けた施策の創設を要望してまいりましたが、今般、省力化の推進や加工用バレイショの生産拡大の対策などが盛り込まれた畑作構造転換事業が措置されたところでございます。

道といたしましては、こうした施策を効果的に活用し、適正な輪作体系の維持確保に努め、本道の畑作農業が持続的に発展していけるよう、力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）中川議員の御質問にお答えをいたします。

学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に関し、まず、目標の設定についてでございますが、政府全体の働き方改革実行計画において示されている時間外労働の上限については、民間企業等を対象にしたものであり、教員については、職場の状況が異なりますことなどから、現在、文部科学省において、教員の勤務時間の上限の目安について検討が行われているところでございます。

こうした中、道教委といたしましては、教員の長時間勤務の解消は喫緊の課題でありますことから、昨年度実施した実態調査を踏まえ、いわゆる過労死ラインに相当する、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにすることを、3カ年で取り組むアクション・プランの目標としたところであり、今後、国における検討状況や各学校における取り組み状況などを踏まえ、必要な見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

次に、部活動休養日についてでございますが、道教委では、これまで、時間外勤務の縮減に向けた重点的な取り組みとして、部活動においては、週に1日程度、休養日を設けるよう取り組んできたところであり、道内の中学校、高校のほぼ全ての部活動において実施されているところでございます。

このたびのアクション・プランの作成に当たり、教職員との意見交換や、校長会、中学校体育連盟、高等学校体育連盟などで構成する部活動関係者会議において、休養日に係る議論を重ねてきたところであり、その中で、土・日には大会や地域行事への参加要請が多いため、休養日の実施が困難であること、また、保護者や地域からの期待が大きいことから、全ての学校で統一的に取り組む必要があるといった意見が多く出されたことなどから、全ての部活動が思いを共有して

取り組むことができるように、5日間に1日の割合で、年間を通して合計で73日以上休養日を実施することを当面の目標として設定したところでございます。

部活動においては、生徒、教員のけがの防止や心身のリフレッシュを図るといった観点にも十分配慮する必要があることから、今後、スポーツ庁が現在検討している、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを踏まえつつ、各学校の取り組み状況を検証しながら、必要な見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

最後に、いわゆる持ち帰り残業についてでございますが、道教委が平成28年度に実施した、時間外勤務等に係る実態調査では、平成20年度の前回調査と比べ、全校種で減少してはいるものの、一般教諭の持ち帰り残業が、勤務日、勤務不要日ともに一定程度行われていることが確認されたところでございます。

道教委としては、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員に加え、持ち帰り残業が多い教員についても、管理職員が、日常の業務の状況を把握し、当該教員と、業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務等の縮減方策を具体的に定めるよう指導していく考えであり、学校においては、アクション・プランに基づく取り組みの徹底はもとより、職員の健康に十分配慮しながら、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などを進めることにより、時間外勤務の一層の縮減に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 中川浩利君。

○21番中川浩利君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事並びに教育長からそれぞれ御答弁をいただきましたが、以下、数点に絞って、指摘を交え、再質問をさせていただきます。

まず、道外への人材流出に対する対応について伺います。

本道においては、室蘭工業大学を中心に、若者定着を図る国の事業、いわゆるCOC+事業などで努力をされている皆さんもおられるところですが、先ほど、若者に道内へ定着していただくための雇用環境改善の一方策として、知事みずからが経済界へ呼びかけ、首都圏に劣後しない環境づくりを担保することが必要ではないかと、見解を伺いました。しかし、本件に関しては、答弁で触れられておりませんでした。

国においては、安倍首相が、デフレ脱却などとして、経済界に賃上げを要請し、ここ数年、特に大企業がそれに呼応するかのよう動きを示しております。

こうした動きは、経済の好循環を促す一助となる面もありますが、年を追うごとに、数多くの大企業を有する首都圏と、北海道などの地方都市で、雇用条件、処遇の格差が拡大していくという、副作用ともいえるべき影響もあると考えております。

現状で、首都圏と北海道で拡大する賃金などの処遇格差を解消する特効薬は思いつきませんでしたので、可能性があるならば、愚直に取り組んでいくほかないという考えのもと、安直かもしれませんが、今回、知事による経済界への呼びかけを御提案したわけでございます。

もちろん、それぞれの企業には、それぞれ、それぞれの事情があることは重々承知をしております。

ます。

しかし、知事が、企業に対して、先頭に立って主体的にしっかりとアクションを起こすことは、人材流出を防ぐ上で、道内の学生や企業に対して少なからず影響を与えるのではないか。そうした中で、現在の人材の流出超過の流れに一定の歯どめをかけることができるかもしれません。こうしたアクションは北海道知事にしかできないものと考えております。

知事のリーダーシップを期待し、再度、経済界への呼びかけに対する見解を伺います。

次に、稲作農家への収入支援策についてであります。

先ほど、知事より、国に対して行ってきた提案の結果、米政策の見直しに対応した施策や体制の充実が図られてきたとの認識が示されましたが、道の提案は、いずれも国の施策を後追いしているようにしか見え、道が主体となって、本道の農家のために声を上げてきたようにはなかなか見えません。

その上で、本道の稲作農家の思いである経営の安定、将来が見通せる農政の実現のために、特に大きな転換点となっている今の状況をしっかりと把握し、これまで我が国の農政の方向に沿って頑張ってきた本道農家の皆さんが、結果として不利な状況に置かれることがないように、道には頑張ってもらいたいと思います。

稲作農家の中には、残念ながら、長期的に見ると米価が堅調に推移するとは考えていない方が大勢おられます。価格の引き下げ圧力と、それに合わせた生産費の引き下げに経営が耐え得るのか、これが最大の不安要素であります。

道には、長期的な視点に立って、今やるべきこと、そして、見通しが立つ農業経営を確立するための支援を行っていただくよう改めて要請し、指摘いたします。

次に、学校における働き方改革について伺います。

「北海道アクション・プラン」案の目標設定のうち、週に60時間の根拠について伺ったところ、過労死ライン相当を根拠としている旨の答弁でありました。

しかし、ここで、少しく過労死ラインというものについて考えていただきたいのですが、そもそも、国が示している過労死ラインの月に80時間という時間外労働時間数は、御案内のとおり、疫学における複数の先行研究に基づいて設定されたものであります。

この設定基準の改定に携わった東京大学の和田名誉教授は、労働時間数と健康問題との関係について、国内の幾つかの研究を紹介しておりますが、それらは、特定の方々の検証結果ではあるものの、1日に7時間から10時間の拘束と比較して、1日に11時間以上拘束される長時間労働では、脳疾患、心臓疾患の発症リスクが2.7倍、心筋梗塞の発症リスクが2.9倍と、有意に高い値を示しております。

ちなみに、今言った1日に11時間以上とは、1週間では55時間以上に相当します。

どうでしょうか。過労死ラインのぎりぎりを目標とし、しかも、3年の猶予を置いて、週に60時間超をゼロとするのでは、過労死の手前の、過労による疾病の発症リスクの高まりに目をつぶっているとは言えないでしょうか。

実際、道には、直近で、病気休職中の教職員が288人おられるとのことですが、こうしたことは、誰にとってもよいことではありませんし、また、同じ仕事を手がけております国立校や私立校の先生は、労働法制上は、民間企業と同列に扱われ、残業時間の上限は、原則、月に45時間などとなっているわけでありませう。

大事な「北海道アクション・プラン」案のスタートに際し、ここは、一旦、目標設定を見直していただけないでしょうか、教育長の見解を伺います。

また、部活動休養日について、スポーツ庁のガイドラインとのかかわりで先ほど伺いましたところ、当面の目標として、年間を通じて73日以上休養日を実施するとの答弁でしたが、さきに示されたスポーツ庁のガイドラインでは、年間に100日以上休養日を設けることを適切としている旨が見てとれます。この大きな開きはどうか考えたらよいのでしょうか。

ガイドライン策定の趣旨等の中では、「市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。都道府県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。」とされています。

スポーツ庁よりガイドラインが示されたのが直近であって、タイミングが遅かったということは考慮に値しますけれども、まだ修正が可能なタイミングでもあります。

やはり、本道のアクション・プランは、速やかに修正をし、ガイドラインにしっかりと適合させた上で、全道の学校で統一的に取り組みを進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

全国に目を向けますと、例えば、サッカー王国として名高い静岡県静岡市教育委員会は、部活動の上限を週に4日とするなどしており、量から質への転換に向けて、既に踏み込んだ基準を設けているところも出始めています。最初が肝心であることは言うまでもありません。

この点について、再度、見解を伺い、私の再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）中川議員の再質問にお答えをいたします。

若者の道内への定着についてであります。私といたしましては、力強い本道経済の構築に向けて、経済活動を支える人材の確保は重要な課題と認識いたします。

若者が意欲を持ってその能力を十分に発揮できるよう、良質で安定的な雇用の場づくりや就業環境の改善、生産性の向上といった働き方改革の推進により、若者の道内定着に向けて、企業や行政など関係者が一体となって、しっかりと取り組んでまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 教育長。

○教育長柴田達夫君（登壇）中川議員の再質問にお答えをいたします。

学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に関し、まず、目標の設定についてでございますが、道教委が昨年度実施した実態調査では、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で2割、中学校で4割、高等学校で3割を超えており、

いわゆる過労死ラインを超えるこうした教員の勤務実態を放置できないことから、道教委としては、長時間勤務を解消するための目標として、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにすることをアクション・プランに掲げたところでございます。

今後は、国における検討状況や各学校における取り組み状況を把握し、必要な見直しを行いながら、時間外勤務の縮減に向けて、着実に取り組みを進めてまいる考えでございます。

次に、部活動休養日についてでございますが、このたびのアクション・プランの作成に当たっては、学校現場の教職員と幅広く意見交換を行うとともに、部活動関係者会議において、休養日に係る議論を重ねてきたところであり、実施に当たっては、部活動に対する、保護者や地域の方々、さらには関係団体の御理解をいただきながら、取り組みを確実に進めていく必要があるものと考えております。

道教委といたしましては、今後、スポーツ庁が検討しているガイドラインを踏まえつつ、各学校の取り組み状況を検証するとともに、全ての部活動が思いを共有して取り組むことができるように、部活動関係者会議などにおいて議論を重ねながら、必要な見直しを行ってまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 中川浩利君の質問は終了いたしました。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）日本共産党の宮川潤です。

通告に従い、順次質問を行います。

最初に、生活困窮者等の住宅問題についてであります。

1月31日深夜、札幌市東区内の生活困窮者の共同住宅で火災が発生し、入居者の16人中11人が死亡するという、痛ましい事故が起きました。

食事の提供などがありましたが、札幌市の調査の結果、有料老人ホームではないという結論になり、特に法的な規制がない一般的なアパートと同じ扱いということになります。

そこで、有料老人ホーム、無料・低額宿泊所、一般的なアパートの入居者や法的な違い、設備、サービスの違いについて明らかにしてください。

また、それぞれの消防設備、避難計画・訓練等についても明らかにしてください。

共同住宅でも、職員が常駐し、入居者の生活管理や食事の提供が行われているのであれば、法律上の区分はなくても、実態として、一般的なアパートと同じではないはずですが。入居者も、生活困窮者やホームレスなど、一定の傾向があったはずですが。介護を必要としていた人も多かったはずであります。

このような、生活困窮者に特化した共同住宅は何戸あり、何人が入居しているのか、消防設備はどうなっているのか等、道として、調査し把握すべきと考えますが、いかがですか。

また、国に対して、生活困窮者等の共同住宅の規定を設け、消防設備や面積、夜間を含めた運

営の基準の策定や、国の運営費補助などを求めるべきと考えますが、いかがか、伺います。

生活困窮者に限らず、ひとり暮らしの高齢者等が、アパートの取り壊しなどで退去を求められた場合も、次の住まいの確保は容易なことではありません。親族がいない、あるいは、連絡がとれない、保証人を立てられないということが多く、不動産賃貸契約の大きな障壁となります。年齢だけで契約できないことが非常に多いのです。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正され、本道でも、高齢者、障がい者、低額所得者等の入居を拒まない賃貸住宅を登録する住宅セーフティネット制度が始まりましたが、十分機能しているとは言えません。

道内でセーフティネット登録をしたのは何戸になるのか、全賃貸住宅の何%か、明らかにしてください。

次に、介護事業所の閉鎖等についてです。

東京商工リサーチによれば、2017年の全国の医療・福祉事業所の倒産は249件で、このうち、老人福祉・介護事業所が最も多くて111件と、前年度比で2.7%増となり、2000年に介護保険法が施行されて以来、最悪になったとのことでした。

道内では、2014年から2016年において新規に指定した事業者は、3カ年平均で約1250件で、事業者全体の約7.5%となっています。

また、廃止の届け出を行った事業所は、同じ時期の3カ年平均で約750件で、廃止の主な理由は、いずれの年度も、経営不振、人員不足が最も多くなっています。

このように、激しく閉鎖と新規参入が続くことはゆゆしき事態と考えますが、まず、道の認識を伺います。

経営の安定や人員の定着を図るためには、新規参入事業者に対する講習を実施することや、閉鎖により解雇された人員を新規参入事業者において再雇用させる取り組みが必要と考えますが、道としてはどのように取り組むのか、伺います。

介護職員の処遇改善が十分に行われていれば、人員不足で事業所が閉鎖することはほとんどなくなるはずですが、処遇改善の実施状況について伺います。

また、介護職員の収入が、全職種と比較してどのように変化したのか、道として、処遇改善を引き続き行う必要があるとお考えか、伺います。

次に、後期高齢者医療保険制度についてです。

本道における、後期高齢者医療保険に加入する所得なし層は57%を超え、全国平均の52.96%を大きく上回っています。2025年には、団塊の世代の全てが後期高齢者医療保険に加入しますが、保険料を引き下げるためには、財政安定化基金を活用することが不可欠です。

昨年10月27日に、北海道後期高齢者医療広域連合より、財政安定化基金の積極的な活用を求められていると承知しています。

財政安定化基金から幾ら繰り入れれば保険料の値上げは行わなくてもよいと道は試算しているのか、伺います。

また、知事は、広域連合からの要請である財政安定化基金の積極的活用にどのように応えたのか、伺います。

次に、マイナンバー制度についてです。

昨年12月26日、総務省は、働く人の給与から住民税を徴収するため、市町村が事業所に送る特別徴収税額決定通知書について、当面、マイナンバーを記載しないと、これまでの方針を転換する通知を発出したしました。

今般、マイナンバー記載の方針を撤回したことに対する知事の認識を伺います。

マイナンバーを記載した特別徴収税額決定通知書の誤送付による番号漏えいは8市町村で起こり、十数人が番号を変えることを余儀なくされました。自治体にとってはセキュリティー対策に多大なコストがかかり、総務省の方針転換に、これまでの騒ぎは何だったのかと、ため息を漏らす自治体関係者の声も報道されています。

総務省は、マイナンバー記載の見送りの期間を当分の間としています。

自治体負担を増大させ、国民のプライバシーを危険にさらす通知書へのマイナンバー記載は完全に中止するべきと考えますが、知事は国に見直しを求めていくお考えか、伺います。

次に、自営業者における家族従業者の働き方の問題についてであります。

道では、北海道働き方改革推進方策を昨年10月に策定し、中小企業の働き方改革の推進に取り組んでいると承知していますが、家族従業者の労働基準法上の位置づけはどのようになっているのか、道は、家族経営の働き方の課題についてどのように認識しているのか、伺います。

所得税法第56条において、事業主の配偶者や親族が事業に従事したとき、対価の支払いが必要経費に算入しないとされていることについて、道内の市町村の半数を超える90市町村議会で廃止を求める意見書が可決されるなど、所得税法第56条の廃止を求める声が大きくなっています。

このような状況を踏まえ、北海道を代表する知事として、国に対し、廃止に向けた働きかけを強める必要があると考えますが、いかがか、伺います。

次に、再生可能エネルギー等の送電線利用についてであります。

知事は、再生可能エネルギーの導入を全国でトップクラスの地域にすることを示し、道内の発電量の3分の1を再生可能エネルギーにし、主要な電源の一つとするとしていますが、現状で何%が再生可能エネルギーなのか、また、3分の1に到達するための課題をどう認識されていますか、知事の問題意識について伺います。

北電以外の事業者が再生可能エネルギーによる発電をしても、北電は、道北や道南を初めとして、送電線に空き容量がないために受け入れられないとしています。

京都大学の安田陽特任教授の調査では、北電の送電線の平均利用率はわずか14.1%にとどまり、運用の工夫によって受け入れを拡大できる可能性が大きいとしています。

空き容量がないということと、14.1%しか利用されていないということでは、大きな違いがあるように思いますが、どちらが真実なのか、知事の見解を伺います。

北海道は再生可能エネルギーの宝庫であり、高いポテンシャルを有しているにもかかわらず、

送電線の利用が制限されているため、ごくわずかししか活用できていません。

一例として、風力発電の場合を取り上げます。

風力発電で北電の送電線に接続されているのはわずか36万キロワットですが、風力発電を設置、運転するための環境アセスメントの段階まで来ていながら、送電線に接続されていないものが300万キロワットもあります。

再生可能エネルギーを生かすためには、送電量を増加させるかどうかが決定的問題であり、不可欠だと考えますが、いかがか、知事の認識を伺います。

送電線の空き容量の計算方法は、泊原発など停止中の発電所も全てフル稼働していると想定し、容量のうち、2分の1は緊急時のために確保し、その上で、あいている容量を算出しているものです。私は、これでは、実際の空き容量よりも少ない数字しかあらわれないのではないかと考えるところであります。

国も見直しを検討しているそうですが、どういう考えか、把握している範囲でお示してください。

次に、大間原発についてであります。

函館の市民団体が、国やJパワーを相手に、大間原発の建設、運転の差し止めを求めている裁判が昨年6月に結審し、この3月19日に判決が言い渡されます。

大間原発は、全炉心でMOX燃料を使用する世界初の商業炉であり、申請するJパワーとしては初めての原発です。

多くの学者や専門家が、施設周辺での海底活断層の存在を指摘しており、極めて危険性が高い原発だと言われています。その危険な原発が、函館市からわずか23キロメートルの地点に建設されることに、住民は大きな恐怖感を抱いています。

大間原発訴訟の会は、そうした住民の思いを踏まえて立ち上がり、竹田とし子さんは、子どもたちに負の遺産は残せないとの決意で、これまでの裁判に臨んできたとのこと。

間もなく判決を迎える訴訟を知事はどのように受けとめているか、伺います。

大間原発で事故が起きれば、函館市周辺は甚大な被害を受ける可能性があるにもかかわらず、函館市には交付金も発言権も付与されていません。

工藤壽樹函館市長は、市が提訴したことに関し、発言権もなく、危険を押しつけられる理不尽さがある、だから自治体訴訟を起こしたと語っています。市民の命と財産を守るべき立場にある市長としては当然であり、勇気ある行動です。

高橋知事はどう評価されるのか、改めて伺います。

函館市の提訴を受け、大間原発の建設凍結を求める署名は、町内会連合会を中心に急増し、今や14万人にも達しています。

道民を代表する立場にある知事として、こうした地域住民の不安を真摯に受けとめ、安倍首相に直接会い、大間原発の建設凍結を求めるべきではないですか、伺います。

次に、屋外広告物の安全対策等についてであります。

2015年に、札幌市内で屋外広告物の落下事故がありました。昨年は、帯広市内で2件、函館市内で1件の看板落下事故が続いています。

昨年、総務省が北海道と札幌市など4市を調査したところ、2012年4月から昨年6月までに25件の事故があり、事故原因として、点検未実施のものが16件あったことが判明いたしました。

広告主から許可申請が出されていなかったり、許可対象外の場合は、看板の存在さえ把握することができない状況にあります。

まず、看板の設置許可はどこが行うのか、設置許可申請が必要となるのはどういう看板か、設置許可申請が提出された場合には、どのような点検がなされるのか、それぞれお示してください。

広告主は、3年ごとに継続許可申請を行うことになっています。この継続許可申請が提出されず、かつ、看板を撤去した旨の届け出のない場合があります。これは、倒産や廃業をしながら、看板だけが放置されていることも想定されます。

許可更新時に継続申請、除却届が必要となる広告物や許可申請が提出されていない広告物に対して、道としてどのように対応しているのか、伺います。

次に、道営住宅の改善等についてであります。

道営住宅で建築後35年を経過したものが277棟と、全体の28%を占め、3階以上でエレベーターが設置されていないものは632棟で64%、ユニットバスが設置されていない住宅は92棟で9%となっています。

札幌の栄町団地では、改善が実施され、内窓を改め、ユニットバスが入れられ、灯油はオイルサーバーで部屋につながり、大変喜ばれています。

一昨年の第4回定例会で、私は、札幌市内でユニットバス化されていないところとして、苗穂第2グリーン団地の320戸のうち、120戸だけが残されている現状を指摘いたしましたが、いまだに改善されておられません。

同じ団地の中で設備に違いがあることが不公平感につながっていることを十分に受けとめていますか、認識を伺います。

老朽化した道営住宅が多いことから、建てかえ、改善を計画的に行うべきです。

札幌の栄町団地の改善では、ある棟まで実施し、途中で1年間、中断して、その際、道は、いつ再開できるかわからないと言ったと伺っております。このことに入居者から不満が噴出しました。

これまで、道は、改善事業に着手する段階になってから、団地の代表に事業概要を伝えてきました。

道営住宅事業特別会計の歳入の中心である使用料と国庫支出金は、例年、ほとんど変化がありません。

問題は、歳出、事業化であり、すなわち道の判断の問題です。早期に見通しを示すことは道の努力で可能だと考えますが、いかがか、見解を伺います。

次に、アスリートのセカンドキャリアについてです。

平昌オリンピックのスピードスケートで入賞したある選手は、この春、大学を卒業予定ですが、オリンピックが終わった後に、ようやく就職が決まったそうであります。

このような学生の選手は、就職の心配をすれば競技に身が入らない、競技に専念すれば就職活動ができなくなる、こういう板挟みに遭っており、これを解消しなければならないと考えます。

学生アスリートが競技と就職活動を両立させるために、どのような支援体制や組織があるのか、お示してください。

かつてプロ野球で活躍した清原和博元選手が、引退後の2016年に、覚醒剤を所持していたため逮捕され、野球ファンを初め、多くの方が失望しました。

トップアスリートは、引退すると、それまでの競技社会とは全く別の世界で生きていく選択をせざるを得ない方も少なくありません。しかし、ほかの人にはない才能や、一つの競技をきわめてきたことは大きな財産です。

そこで、トップアスリートのセカンドキャリアを生かすために、道としてどのような取り組みがなされているのか、伺います。

日本野球機構のアンケートで、「引退後にどのような仕事をしたいのか」という設問に対して、一番多い回答は「教員資格を取り野球指導」、2番は「プロ野球の監督、コーチ」、3番は「大学、社会人の野球指導」です。教育の場での活動は、スポーツ指導とともに、教育スキルが必要とされます。

アスリートの引退後、教員に採用され、体育や部活動の指導者として活躍することについてどのようにお考えか、教育長に伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）宮川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、生活困窮者に係る住宅についてであります。複数の生活保護受給者が居住をし、食事等、何らかのサービスを提供している、社会福祉施設に該当しない共同住宅などは、平成27年の調査では道内で307カ所確認されているところであり、道では、このたびの火災事故の発生を受け、改めて、こうした住宅の状況を把握するため、現在、調査を実施いたしているところであり、

また、現在、国において、生活困窮者対策に関し、無料・低額宿泊所の規制強化や、居住困難な方への日常生活支援に係る法改正が予定されており、道といたしましては、こうした国の動向も踏まえつつ、今回の調査結果をもとに、福祉、消防や建築等の関係部局が連携協力をし、地域における防火、防災の取り組みにつなげるなど、生活困窮者が安心して安全に生活できるよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、介護事業所についてであります。廃止事業所の割合は減少傾向にあり、その動きは安定してきているところではありますが、地域が必要とする介護サービスを提供している介護事業所が持続的に運営されることは大変重要と考えます。

道では、介護職員の職場定着を図るため、管理者等を対象に雇用管理改善セミナーを開催しており、新規開設の事業者に対して受講を働きかけているほか、福祉人材センター、及び、道内の6カ所に人材バンクを設置し、求人求職の相談や就労のあっせんにも努めているところであります。

また、離職した介護福祉士等の届け出制度を活用し、復職を希望する方への支援も行っているところであり、今後とも、こうした取り組みを通じて、良質なサービスの提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に、マイナンバー制度についてであります。個人住民税の徴収に当たり、市町村が特別徴収義務者に送付する税額通知書にマイナンバーを記載することは、双方で納税義務者を正確に把握できることから、税の円滑な徴収事務に資するものと考えているところであります。その運用に当たっては、漏えいを防止するしっかりとした手だてが必要と認識いたします。

このたび、マイナンバーの記載を、電子による税額通知を除き、書面による通知については当分の間行わず、その取り扱いについて国において再検討するとされたことを踏まえ、道といたしましては、市町村の状況などについて、必要に応じて国に伝えるとともに、その検討状況を注視してまいります。

次に、新エネルギーの導入拡大についてであります。道内に豊富に賦存する新エネルギーの導入拡大をしていく上で、本道は電力系統の規模が小さく、風力など、出力変動がある電源の調整力に限りがあることや、道内の地域間の送電網が脆弱であることが課題と認識をいたします。

このため、道といたしましては、北本連系線のさらなる増強を含む基盤整備の促進や、既存送電線の有効活用について、国などに対して働きかけを行うなど、本道の新エネルギーのポテンシャルが最大限に発揮されるよう取り組みを進め、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、大間原発についてであります。大間原発は、全炉心でMOX燃料を使用する商業炉であり、施設も未完成であるなど、他の原発とは条件が大きく異なっていることから、建設工事の中断も含め、立ちどまって慎重に対応すべきと考えているところであります。

私といたしましては、函館市が自治体として初めて提訴に至った状況を重く受けとめており、市民の皆様方の大きな不安も共有しつつ、道議会の決議なども踏まえながら、対応していかねばならないと考えております。

次に、屋外広告物の許可申請に関し、更新等がなされない場合などへの対応についてであります。各振興局では、3年ごとの継続許可申請が必要となる前に、対象となる出願者に対し、許可期間が満了となることを通知しているほか、期間満了後にも申請がなされない場合については、口頭や文書による指導を行い、許可申請手続、広告物の除却や是正を求めているところであります。

平成28年度の、違反広告物や継続許可申請が出されないものに係る指導の状況については、全道で221件の是正指導を行い、許可済みまたは除却・改修済みが132件であり、引き続き指導に努

めていくこととしているところであります。

道といたしましては、今後とも、違反広告物の是正のため、許可担当者間の情報交換に努めるとともに、各振興局において、安全対策パトロールによる意識啓発や現地確認調査などを通じて、違反広告物のさらなる是正に向けて取り組んでまいります。

最後に、道営住宅の計画的な建てかえや改善についてであります。道では、道営住宅整備活用方針に基づき、既存ストックの建てかえや改善などを計画的かつ効率的に行うほか、地元市町村との協議、要望を踏まえ、さまざまな事業について、その緊急性、必要性などを判断し、実施いたしているところであります。

道といたしましては、事業の着手に際し、団地の代表者の方々に概要をお知らせするとともに、具体化された段階で、入居者の方々に工事の内容や日程などを御説明してきているところであり、今後とも、円滑な事業の推進に向け、入居者の方々にできるだけ早く計画をお知らせするとともに、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇） まず、生活困窮者の住宅問題に関し、有料老人ホームなどについてでございますが、有料老人ホームは、老人福祉法に基づき、老人を入居させ、食事の提供などのサービスを提供する施設であり、無料・低額宿泊所は、社会福祉法に基づき、生計困難者に、無料または低額な料金で宿泊利用をさせる施設でございます。

いずれの施設とも、消防法などで、消火器、避難器具等の設置や消防計画の作成、避難訓練の実施が義務づけられており、有料老人ホームにつきましては、入居者の半数以上が要介護3以上の場合、スプリンクラーの設置が義務づけられております。

また、共同住宅につきましては、消防法では、床面積、収容人員などが一定規模を超えた場合、消火器などの設備の設置が義務づけられており、入居者が50人を超えるものは、消防計画を作成し、避難訓練を実施することとされております。

次に、介護事業所に関しまして、介護職員の処遇改善についてでございますが、介護労働者の給与は、以前から、全産業と比較して低水準にございまして、平成28年の国の賃金構造基本統計調査では、月額平均賃金が、全産業で33万3700円であるのに対し、介護労働者は24万4200円となっております。

介護職員の処遇改善に向けては、これまで、介護報酬改定時などに加算の拡充等が実施されてきており、介護労働安定センターが実施した調査によりますと、平成28年の道内の介護労働者の平均月額賃金は、前年よりも8100円増加をいたしております。

また、現在、国では、一定の経験を有する介護福祉士について、さらなる処遇改善の検討を進めるなど、必要な見直しを行うこととしているところでありまして、道といたしましては、今後とも、介護職員の処遇に十分配慮した介護報酬が設定されるよう、国に対して要望しながら、良

質な人材の安定的な確保に努めてまいります。

最後に、後期高齢者医療の保険料についてでございますが、後期高齢者医療広域連合では、1人当たり保険料を現行と同額にするために要する財政安定化基金積立額は約63億円と試算いたしているところでございます。

また、過去の保険料の改定状況のほか、世代間の負担の公平などの観点から、道と広域連合との間で、財政安定化基金の積み立てについて協議を行ったところでございます。

この結果、高齢者の方々の生活に与える影響などを考慮いたしまして、13億8000万円を基金に積み立て、保険料の増加の抑制を図ることとし、来年度の保険料などが定められたところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部建築企画監須田敏則君。

○建設部建築企画監須田敏則君（登壇）初めに、生活困窮者等の住宅問題に関し、高齢者等の住まいについてでございますが、平成25年の国の調査によりますと、道内の民間賃貸住宅の総数は71万1900戸となっており、これに対し、このたびの法改正により、昨年10月から開始された、入居を拒まない賃貸住宅の登録数は、2月末現在で7戸であり、全国でも417戸となっております。

道といたしましては、まずは、不動産事業者などに対する制度の周知徹底に取り組み、住宅の登録を促していくことが重要と考えているところでございます。

次に、道営住宅の改善についてでございますが、道では、道営住宅整備活用方針に基づき、老朽化した住宅の建てかえのほか、外壁、屋上防水の改修など、長寿命化や、オイルサーバーの設置、浴室のユニット化など、居住性の向上に向けた改善工事を行っております。

苗穂第2グリーン団地は、市営住宅と混在する団地でございますが、このうち、道営住宅の8棟、200戸が、建設当時から浴室がユニットバスとなっており、残り4棟、120戸と、市営住宅につきましては、住戸内に階段があるメゾネットタイプの住宅であるなど、浴室についても、建設当時から独自設計による仕上げとなっているところでございます。

道といたしましては、改善工事の実施に当たって、建設年度や劣化の程度、設備の設置状況のほか、入居者の状況などを踏まえ、全道的な見地から総合的に判断して実施してきており、今後とも、限られた財源の中で、改善工事の緊急性、必要性などを検討しながら、着実な実施に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）特別徴収税額決定通知書へのマイナンバー記載の取り扱いについてであります。マイナンバーが記載された税額通知書の郵送誤りなどが全国的に発生していることや、事業者において、書面で交付される税額通知書の保管コストが大きくなっているとの意見が経済団体などからあり、国において、書面による税額通知書については、当分の間、マ

イナンバーを記載しないこととされたところであります。

一方で、税額通知書へのマイナンバーの記載は、納税義務者を正確に把握し、税の円滑な徴収事務に資するものであることから、書面による税額通知書への記載における漏えい防止策などについて、国においてしっかりと検討されるべきであると考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）初めに、家族従業者の働き方についてであります。平成29年の総務省の調査によれば、道内の家族従業者は約6万人であり、労働基準法では、同居の親族のみを使用する事業につきましては同法を適用しないとされているところでございます。

家族経営は、経営と生活の境目が曖昧で、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件を明確に設定することが難しいものであると認識いたしております。

次に、再生可能エネルギー等の送電線利用に関しまして、まず、新エネルギーの導入拡大についてであります。本道における、平成27年度の新エネルギーによる発電電力量は67億7500万キロワットアワーとなっており、同年の道内の総発電電力量の約18%に相当するところでございます。

道内においては、太陽光発電の導入が進んでいるほか、バイオマスなどを活用した熱や電気への多面的利用など、地域の特性を生かした地産地消の動きが芽生えてきている一方で、新エネルギーの導入目標の達成に向けては、電力系統への接続の制約や、開発が長期にわたる地熱開発に関する地域の合意の形成のほか、地域における人材やノウハウの不足といった課題があるものと認識をいたしております。

次に、送電線の利用についてであります。北電を初め、各電力会社におきましては、電力系統を安定的に運用するために、電力広域的運営推進機関の指針に基づき、送電線の容量の半分程度を緊急時用に確保し、接続している全ての電源がフル稼働し、かつ、接続契約済みの未稼働電源が発電を開始した場合に受け入れ可能な量を確保した上で、残りを空き容量として公表していることと承知しております。

一方、京都大学の特任教授は、電力広域的運営推進機関が公表している道内の利用実績をもとに、送電線に流すことができる電力の最大値と、実際に道内の送電線を流れた電力の年間平均値との比較を公表したところでございます。

最後に、既存送電線の活用についてであります。現在、国におきましては、既存の送電線を活用して、より多くの電源が接続できるようにするため、送電線の利用実態に基づいた空き容量の算定方法や、緊急時の枠を平常時に開放する仕組みづくり、混雑時の出力抑制を前提に接続を受け入れる新たな電源接続の考え方などについて、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）家族従業者の働き方に関しまして、所得税法第56条の規定について

てであります。この規定は、家族間において所得を恣意的に分散して、不当に税負担の軽減を図るおそれが生じる場合があるなどの趣旨から、税負担の回避を防止するために設けられたものと認識しているところがございますけれども、これに関しまして、道内の一部の市町村議会において、廃止を求める意見書が可決されているものと承知いたしております。

こうした、小規模企業等に係る税制のあり方につきましては、平成30年度の税制改正大綱の中で、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、所得税、法人税を通じて総合的に検討することとされておまして、今後、国において、お尋ねの点も含めて、十分に議論しながら検討されるものと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）大間原発に係る今後の対応についてであります。道といたしましては、現時点で施設が未完成であります大間原発については、その必要性など、エネルギー政策上の位置づけについて、立ちどまって検討するとともに、地域の不安に真摯に向き合い、誠意を持って説明責任を果たすよう、国や事業者に対して繰り返し求めてきているところがございます。

今後とも、函館市との情報共有に努め、大間原発に関する動向を注視しながら、適時適切に必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部長渡邊直樹君。

○建設部長渡邊直樹君（登壇）屋外広告物の安全対策等に関しまして、広告物等の設置許可申請についてでございます。道の屋外広告物条例では、許可地域等に広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならないとされ、許可事務については、許可権限を移譲している24の市町村を除いて、掲出しようとする場所を管轄する振興局で行っておりまして、指定都市、中核市などについては、独自の条例に基づき、許可を行っているところがございます。

許可地域内で掲出する広告物につきましては、表示面積の合計が10平方メートル以内の自家用広告物や、国、自治体が公共的目的で表示するものなどを除き、道への許可申請が必要となるものでございます。

また、許可申請時の点検につきましては、3年ごとの継続許可申請時に、出願者が、広告物の表示面や接合部などの異常の有無、内容について点検を実施し、道に結果を報告することになっているところがございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）アスリートのセカンドキャリアに関し、まず、学生競技者への支援についてでございます。在学中に世界を舞台に活躍した選手が、卒業後も、実業団選手

として競技の継続を希望するものの、サポートする企業が見つからないケースも見受けられるところでもあります。

こうしたニーズに応えるため、国におきましては、アスリートのキャリア形成の取り組みとして、自治体や関係団体と連携をし、スポーツ団体職員等としての雇用を促進するほか、日本オリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会におきましては、就職支援制度のアスナビを運営し、民間企業と現役トップアスリートとのマッチングを図っております。

道といたしましても、講演会や体験イベントなど、さまざまな機会を捉え、自治体、企業等に対し、アスリートの活躍事例や職場でのサポート方法を御紹介するなどして、卒業後の競技生活を支える環境づくりに取り組んでおります。

次に、トップアスリートのセカンドキャリアについてでございますが、アスリートが安心して競技活動に打ち込むためには、その後のライフステージにおきまして、企業、スポーツ関係団体などでの就業の機会や、指導者としての活躍の場が確保されることが重要と考えます。

道といたしましては、企業と選手を結ぶ就職支援制度のアスナビを活用し、道内の自治体、企業におけるオリンピックやパラリンピアン採用の促進に努めているほか、卓越した競技経験や指導技術に子どもたちが直接触れ合いながら、挑戦意欲を育むスポーツ教室の開催、ジュニアアスリートの発掘、育成など、アスリートのキャリアを発揮できる取り組みを推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）宮川議員の御質問にお答えをいたします。

元アスリートの教員採用などについてでございますが、教員の採用に当たって、教員としての資質を見きわめた上で、豊かな経験や、すぐれた知識、能力を有する多様な人材を採用することは、教育の充実を図る上で有意義であると考えております。

このため、道教委では、スポーツ、芸術の分野において秀でた技能や実績を有する方を対象とした特別選考を平成12年度から実施いたしており、これまで45名を採用した中で、元プロスポーツ選手やオリンピックに出場した方を6名採用しているところでございます。

道教委といたしましては、今後とも、新たに導入する部活動指導員への採用も含め、適切な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）指摘を交えて、再質問をいたします。

まず、生活困窮者等の共同住宅の問題についてですが、3年前の調査では全道で307カ所で、さらに現在調査中とのことで、速やかに調査を行い、公表するよう指摘しておきます。

また、高齢者等が新たな住まいを確保するための住宅セーフティネット制度についてであります。

道内で実際にセーフティーネット制度の登録をした戸数は何戸かとお尋ねしたところ、わずか7戸で、全賃貸住宅の0.001%であることが明らかになりました。これでは、とてもセーフティーネットの構築が図られたとは言えないというのが現状であります。

不動産事業者に対する制度の周知徹底に取り組み、登録を促すとのことでしたが、これまでも説明会を開いてきたと伺っております。

答弁で言う周知徹底とは、どういうペースや規模で行うのですか。爆発的にふやす必要があると考えますが、いかがか、伺います。

登録戸数や説明会の目標も持つべきですが、いかがか、伺います。

次に、介護事業所の閉鎖等についてです。

道内の介護事業所が3年間の平均で1年当たり1250カ所ふえる一方で、同じく3年間の平均で750カ所閉鎖している問題を取り上げました。

答弁は、良質なサービスの提供体制の確保に取り組むとのことでしたが、次々と新しい事業所がつくられながら、経営不振と人員不足で次々と潰れているのが実態です。

このように激しく入れかわることは、介護の経験や技術が継承されていかないことにつながり、安定していないところに人は行きません。介護事業所が安定的に運営できるよう、道としての支援の必要性を指摘しておきます。

また、2015年度の介護報酬改定で2.27%引き下げられており、介護事業所の経営難の主要な原因となっております。

良質な介護サービスの提供には、介護職員の確保が不可欠であり、抜本的、大幅な介護報酬の引き上げが必要だと考えますが、いかがか、認識を伺います。

後期高齢者医療保険制度についてであります。

答弁では、財政安定化基金の63億円で保険料を据え置くことができるとのことでした。63億円といっても、国、道、広域連合の3者で、しかも、2年を1期として計算すれば、道の1年間の負担は10億円で、それで保険料を据え置くことが可能だということが明らかになりました。

私どもがたびたび指摘してきたサンルダムは、総事業費が590億円で、昨年4定で追加した事業費だけで32億円でありますから、10億円というのは決して無理な道負担ではないものであります。

高齢者の暮らしは、年金が減らされ、医療費や介護の負担がふえて、年々厳しくなっています。

後期高齢者医療保険制度の保険料の据え置きは、決して無理な財政負担ではありません。高齢者の負担を軽減するための真剣な努力をすべきと指摘しておきます。

所得税法第56条について伺いましたが、国において検討されるものとの答弁でありました。

私は、質問で、事業主の配偶者や親族が事業に従事した場合、対価の支払いは必要経費に算入しないこと、すなわち、自営業者等の配偶者や子どもと一緒に家業で仕事をしても、その賃金が必要経費に算入されない問題、つまり、働いても、その働きは税法上認められていないのは不当

であるということをはっきりと示して、知事のお考えを伺いました。

労賃が認められないことについて、一部の市町村議会から意見書が上がっている旨の理事者の答弁がありました。一部ではなく、道内の過半数の議会であり、重みが違います。国において検討するというのではなく、知事自身の御意見をはっきりとさせていただくことが、市町村議会の期待に応えることであるということを示したいと思います。

再生可能エネルギー等の送電線利用についてであります。空き容量の計算方法についての見直し、既存系統の活用、いわゆる日本版コネクト・アンド・マネージについて伺いました。

国において、既存の送電線を活用して、より多くの電源が接続できるように、空き容量の算定方法などを検討しているとのことでしたが、道として、国の検討の都度、どう適用できるかを検証し、早期に導入できるよう取り組みを進めるべきですが、いかがか、伺います。

大間原発にかかわる今後の対応についてですが、危機管理監から、国や事業者に対して適時適切に必要な働きかけを行うとの答弁がありました。これまでの答弁から何一つ変化がないものであります。

函館市が提訴に至った状況を重く受けとめ、市民の皆様方の大きな不安を共有すると言うのであれば、もっと危機感を持って、強く、知事みずから安倍首相に直接会ってでも、大間原発の建設凍結を求めるべきではないでしょうか、再度伺います。

屋外広告物の安全対策についてですが、3年ごとに継続許可申請が提出される、または、撤去した場合は除却届が提出されるはずですが、全道で、継続許可申請が提出されないものや違反広告に対して221件の是正指導を行ったところ、132件が届け出を行ったとのことでした。

問題は、残る89件です。継続許可申請も除却届も出されず、道の是正指導にも従わなかったところ。引き続き指導するとの答弁ですが、引き続き従わない可能性が大きいと思われます。

文書指導だけでなく、直接会って指導する、業者名を公表する、行政代執行まで視野に入れた対応が必要だと考えますが、いかがか、対処方針を明らかにしてください。

道営住宅の建てかえ、改善についてです。

入居者にできるだけ早く計画を伝えるとの答弁でしたが、できるだけではなく、数年間の建てかえ、改善の見通しを立てることが必要ですが、道の姿勢によって十分可能なはず。入居者に見通しと安心感を持ってもらうために、中期的見通しを示すよう検討すべきであることを改めて指摘しておきます。

再々質問を留保して、再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）宮川議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、高齢者等の住まいについてであります。道では、昨年4月の住宅セーフティネット法の改正を踏まえ、10月に、高齢者や子育て世帯などの入居を拒まない賃貸住宅の登録目標を、平成37年度までに6600戸とするなどの供給計画を策定いたしましたところ。であります。

道といたしましては、目標の達成に向け、ホームページで広く制度の周知を図るほか、賃貸住

宅のオーナーや、それを管理する不動産事業者などに対して説明会を開催するなど、制度への一層の理解をいただきながら、登録の促進を図り、道民の皆様の安全、安心な居住の確保に取り組んでまいります。

次に、介護職員の処遇改善などについてであります。平成30年度の介護報酬改定では、質の高い効率的な介護の提供体制を整備していくため、全体でプラス0.54%の改定率となったところであります。

道では、これまで、介護報酬の改定に当たり、広域分散で積雪寒冷な本道の地域特性や介護職員の処遇改善について十分配慮するよう要望してきており、今後とも、国に対して働きかけるなどして、地域における介護サービスの提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に、再生可能エネルギー等の送電線利用における系統接続に関する道の対応についてであります。現在、国や電力広域的運営推進機関においては、再生可能エネルギーの導入促進に向け、既存の送電線を活用して、より多くの電源が接続できる新たな仕組みの検討が行われているところであります。

道といたしましては、こうした検討状況を注視しながら、本道の実情を踏まえた制度設計が行われるよう、国や電力広域的運営推進機関に働きかけるとともに、北電に対し、制度の見直しを踏まえ、適正な運用に努めるよう働きかけてまいります。

次に、大間原発に係る今後の対応についてであります。私といたしましては、大間原発は、施設が未完成であり、エネルギー政策上の必要性なども明らかにされていないことから、立ちどまって検討すべきと考えており、今後とも、道議会の決議なども踏まえながら、より慎重な対応がなされるよう、国や事業者に対し、さまざまな機会を通じ、可能な限り必要な働きかけを行ってまいります。

最後に、屋外広告物の是正に向けた対応についてであります。道では、現地調査や事情聴取等により違反事実を確認し、指導を行っても従わない場合には、許可取り消し、措置命令、公表を行い、場合によっては、告発や代執行などの措置を講ずることとしているところであります。

道といたしましては、関係法令、条例の適切な運用により、違反広告物に対する必要な是正指導や措置を行うなど、屋外広告物の安全対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、再質問に対して知事から答弁をいただきましたが、さらに数点、指摘をさせていただきたいと存じます。

住宅セーフティネット制度についてですが、現在、登録は7戸で、平成37年度までの目標が6600戸ですが、7年先の目標とはいえ、到達点との開きが大きく、特段の取り組み強化が必要であります。

しかも、7年後という目標の掲げ方では、現実に困っている高齢者、低所得者などに対処できるのでしょうか。直ちに、住宅に困っている方に役立つ制度とするため、登録数をふやす必要が

あります。

アパート所有者などが、高齢者等でも差別なく入居を受け入れますよという登録を行うのに、申請書のほか、誓約書、同意書、付近見取り図、配置図、各階の平面図、求積図など、数々の書類を提出し、その上、登録は有料で、1戸のみ登録する場合でも8000円かかるそうですが、こういう手続と費用負担をして登録する人が本当にふえるのか、甚だ疑問であり、現実には7戸しか登録していないのもわかるような気がいたします。

アパート等の所有者が負担なく登録でき、相応の有利な状況に結びつくウイン・ウインの関係となるような制度の再検討が必要であることを指摘いたします。

再生可能エネルギー等の送電線利用についてであります。国が空き容量の算定方法などを検討した場合、直ちに道として適用するよう、再質問いたしました。知事の答弁は、北電に対し、制度の見直しを踏まえ、適正な運用に努めるよう働きかけるとのことでありました。

北海道において、再生可能エネルギーによる発電が3分の1を占めるという目標を実現するためにも、送電線の利用拡大は極めて重要であります。北電に対して、しっかりと働きかけ、目に見える成果を上げるべきであると指摘しておきたいと思っております。

屋外広告物について、指導に従わない者に対して厳しく対処することを求めたところ、許可取り消し、措置命令、公表、告発、行政代執行などの措置を講じるとの答弁でありました。

制度設計として、これらの対応があり得るということは理解しますが、問題は、現実の運用で効果を発揮できるかどうかであります。

今後、老朽化した屋外広告物は増加していきます。厳格な運用で危険な屋外広告物を一掃するよう指摘します。

以上で私の再々質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 宮川潤君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月7日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時5分散会